

第6期南関町障がい福祉計画 第2期南関町障がい児福祉計画

令和3年度～令和5年度

熊本県南関町

令和3年3月

はじめに



近年の障がいのある人を取り巻く状況は、障がいのある人の自立支援、社会参加に向けた施策が総合的に進められ、地域共生社会の実現に向けても様々な取り組みが進められています。

こうした取り組みが進められる中、本町では「障がいを持つ人も持たない人もともに助け合って暮らせるやさしいまちづくり」を基本理念として、障がいのある人の生活を支援する様々な施策に取り組んでまいりました。

しかし、地域生活を支える社会資源の不足などが課題となっており、基本的な生活の場面で安心した生活や権利を守る取り組みを進めることがより一層求められています。

このような状況を踏まえ、平成29年3月に策定した「第5期南関町障がい福祉計画（第1期南関町障がい児福祉計画）」の見直しを行い、新たに「第6期南関町障がい福祉計画・第2期南関町障がい児福祉計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、庁内外の連携を強化し、障がいがある人が安心して、本町で暮らし続けることができるよう必要なサービスの提供体制の確保に努めます。

最後になりますが、本計画を策定するにあたり、新型コロナウイルス感染症拡大等、皆様の日常生活に大きな影響を及ぼしている中、貴重なご助言・意見を賜りました南関町地域福祉計画等策定委員会の委員の皆様をはじめ、関係機関の皆さま、アンケート調査等を通じ多くの貴重なご意見をいただいた町民の皆さまに厚く御礼を申し上げます。

令和3年3月

南関町長 佐藤 安彦

目次

第1章 計画の基本的な考え方	
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制	4
第2章障がい者を取り巻く現状	
1 人口の現状.....	5
2 障がい者の状況	7
3 アンケート調査の結果	13
4 事業所アンケート調査の結果	27
第3章障がい福祉サービス等の展開	
1 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の実績と評価.....	28
2 計画を推進する上での課題	35
3 計画の成果目標・活動指標	36
4 計画の障がい福祉サービスの内容と見込み量.....	45
5 計画の地域生活支援事業の内容と見込み量.....	51
6 サービスを円滑に実施するための方策.....	55
第4章計画推進に向けて	
1 計画の進行管理	56
2 庁内の連携体制	56
3 町民・関係団体等との協働.....	56
4 PDCAサイクルの導入.....	56

***** 「障がい」の表記について *****

本計画では、原則として、「障害」を「障がい」と表記しています。
ただし、法令・条例や制度等の名称、団体等の固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合等については、「障害」と表記しています。

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

近年、国では、障害者福祉制度の改革を推進しています。平成23年8月には、障がい者の定義の見直しや障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現等を内容とした障害者基本法を改正し、平成24年10月には「障害者への虐待の禁止や予防を内容とした障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律（障害者虐待防止法）」を施行、平成25年4月には障害者自立支援法を改正し、障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」を施行、さらに同年9月には「第3次障害者基本計画」（平成25年度～平成29年度）を策定し、基本原則の見直し（地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調、障がい者の自己決定の尊重）、安全・安心、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮の3分野を追加しました。

平成26年1月に障害者権利条約を批准したことを受けて、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法、平成25年法律第65号）」が施行され、また、平成28年4月には「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法、平成25年法律第46号）」の一部施行、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法平成28年法律第29号）」の施行、平成28年8月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法、平成28年法律第64号）」の施行等、障がい者の権利擁護等を目的とする一連の国内法が整備されました。

また、平成28年6月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（障害者総合支援法及び児童福祉法の改正、平成28年法律第65号）」が公布され、平成30年4月からの施行となりました。この改正により、地域での生活を支える「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービス、高齢障がい者が介護保険サービスを利用する場合の利用者負担の軽減の仕組み等が新たに設けられました（平成30年4月施行）。加えて、障がい児の多様化するニーズに対応し、計画的に支援の提供体制を整備していくため、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

本町においてはこれまで、平成29年3月に「南関町第5期障がい福祉計画（第1期南関町障がい児福祉計画）」を策定し、障がい福祉サービスの提供に関わる取り組みを行ってきました。

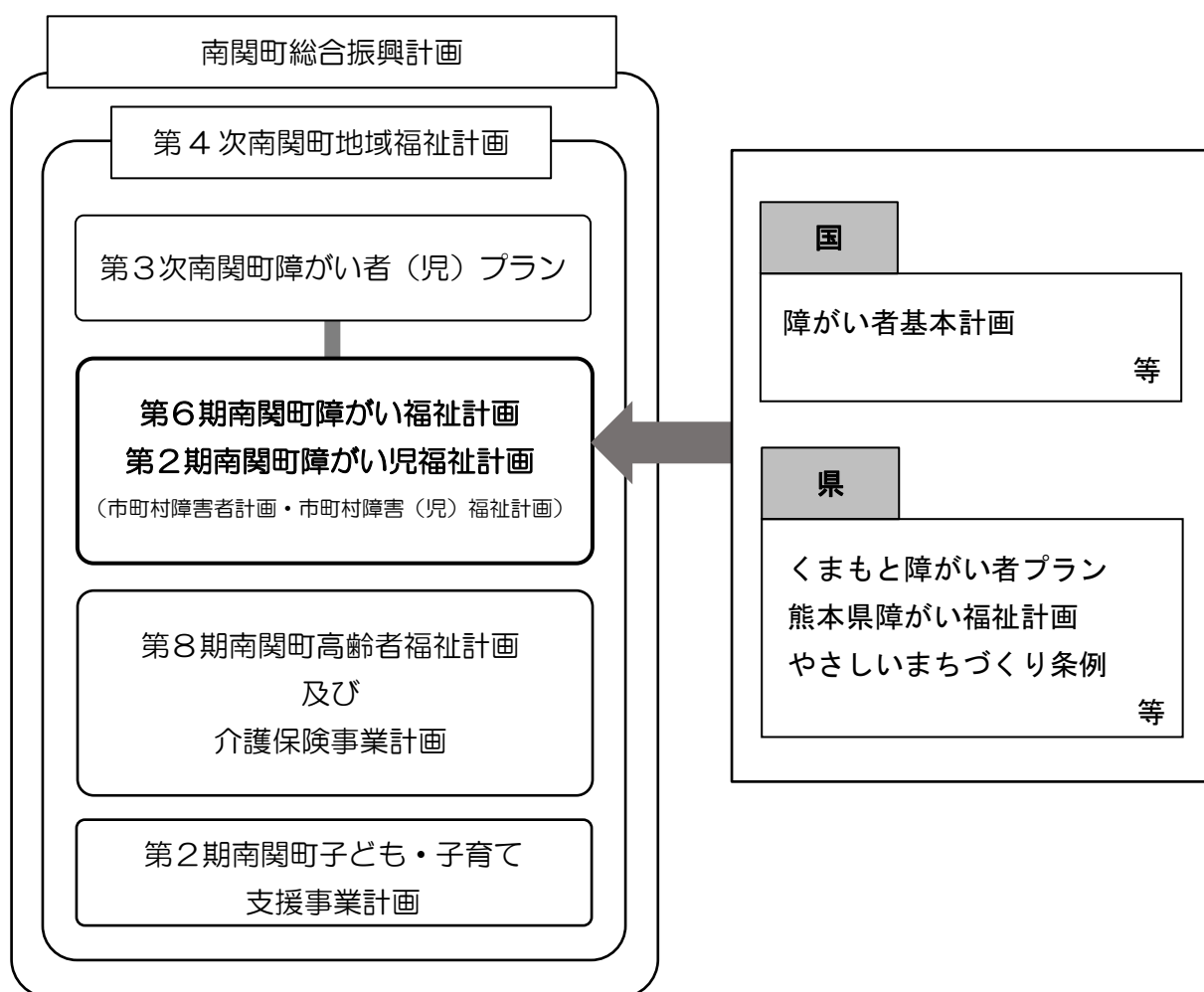
今後も、障害者総合支援法や児童福祉法に基づき、より一層障がい者福祉施策を充実させるために取り組みを進めます。

2 計画の位置づけ

本計画は、障がい者（児）の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。

本町では平成 29 年 3 月に「第 5 期南関町障がい福祉計画（第 1 期南関町障がい児福祉計画）」を策定しました。計画の期間が平成 30 年度から令和 2 年度となっているため、今年度見直しを行い、令和 3 年度を開始年度とする「第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画」を策定します。

本計画は、「南関町総合振興計画」を上位計画とし、「第 3 次南関町地域福祉計画」等の関連計画と整合性を図りながら策定するものです。



3 計画の期間

(1) 障がい福祉計画

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」第88条第1項の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を目的に策定されるものです。

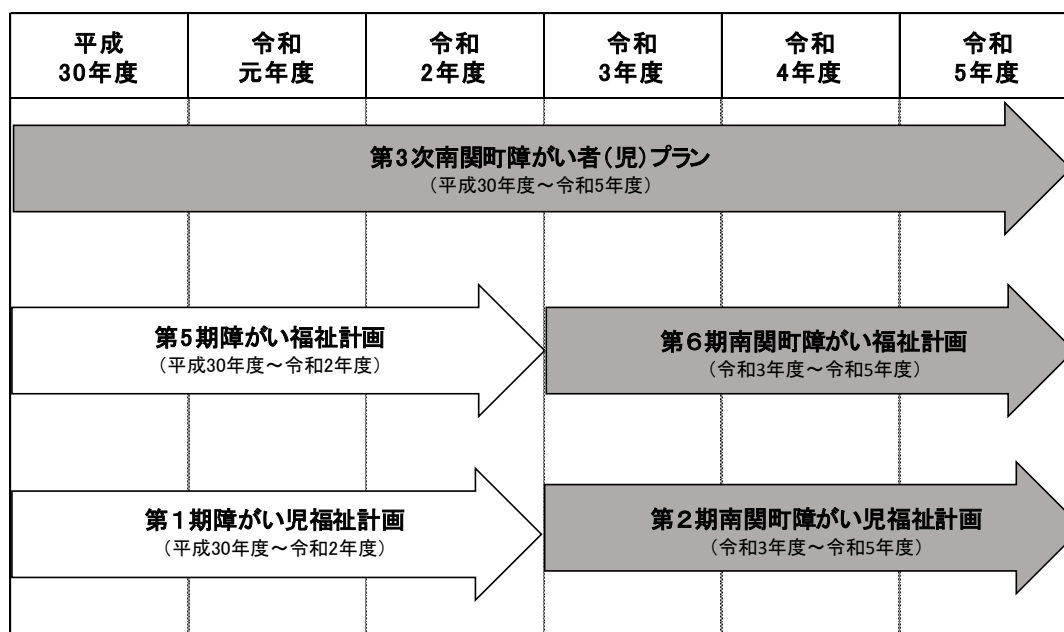
(2) 障がい児福祉計画

「児童福祉法」第33条の20第1項の規定に基づき、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保が計画的に図られることを目的に策定されるものです。「障がい児福祉計画」は、「障がい福祉計画」と一体のものとして策定することができるため、本町においても一体的に策定します。

【計画策定の根拠法】

	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者総合支援法第88条第1項	児童福祉法第33条の20第1項
内容	障がい福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)	障がい児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)

【計画の期間】



4 計画の策定体制

(1) 南関町地域福祉計画等策定委員会

計画策定にあたっては、保健福祉分野の関係機関・団体の代表や学識経験者、行政関係者等 18 名で構成する「南関町地域福祉計画等策定委員会」を設置し、様々な立場からご意見をいただき計画を策定しました。

(2) アンケート調査の実施

アンケート調査を実施し、障がいのある人の生活状況やニーズ等を把握します。また、手帳の有無に関わらず町民を対象としたアンケート調査を実施し、本町の障がい福祉への関心度等を把握しました。

【アンケート調査概要】

	障がい者（児）の生活状況やニーズ等に関するアンケート	障がい福祉への関心度に関するアンケート
調査対象者	障害者手帳所持者 (身体・知的・精神)	18 歳以上の男女
配布数	300 人	500 人
抽出方法	無作為抽出	無作為抽出
有効回収数	165 人	230 人
有効回収率	55.0%	46.0%
調査方法	郵送配布・回収	郵送配布・回収
調査月	8 月	8 月

(3) 事業所アンケートの実施

関係団体・事業所へのアンケートを実施し、障がい者（児）を取り巻く現状・課題等を把握しました。

(4) パブリック・コメント

計画書案について、本町のホームページや窓口等において情報公開を行い広く町民の方からの意見を求めました。

第2章 障がい者を取り巻く現状

1 人口の現状

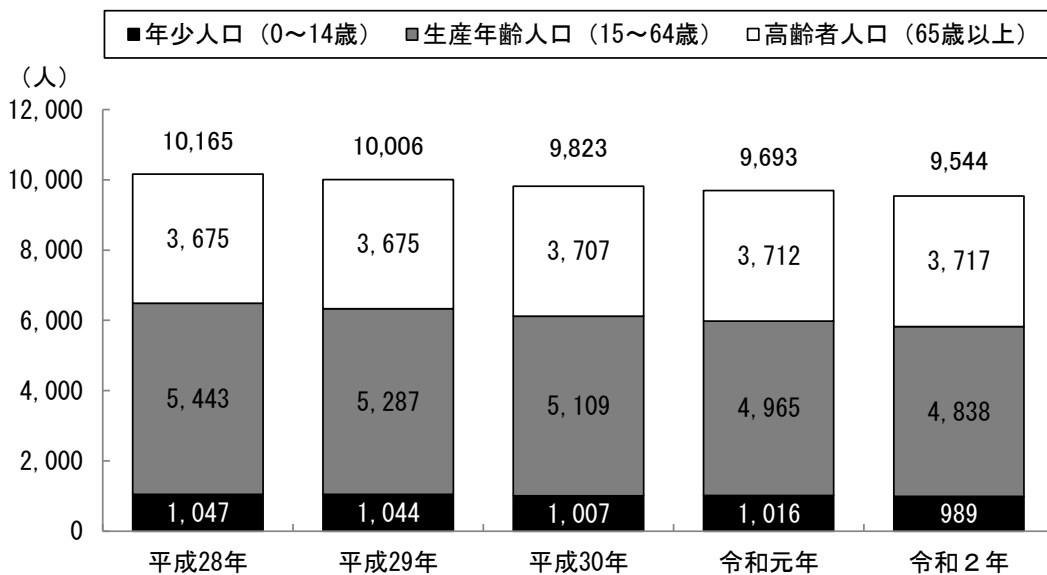
本町の総人口は住民基本台帳によると平成28年の10,165人から令和2年9,544人へと減少し、この4年間で621人減少しています。

年齢階層別にみると、65歳以上（高齢者人口）の総人口に占める割合は増加傾向で、構成比（高齢化率）は平成28年の36.2%から令和2年には38.9%に達し、2.7ポイントの増加となっています。

一方、0～14歳（年少人口）の総人口における割合は横ばいですが、15～64歳（生産年齢人口）は平成28年の53.5%から令和2年には50.7%と、2.8ポイントの減少となっています。

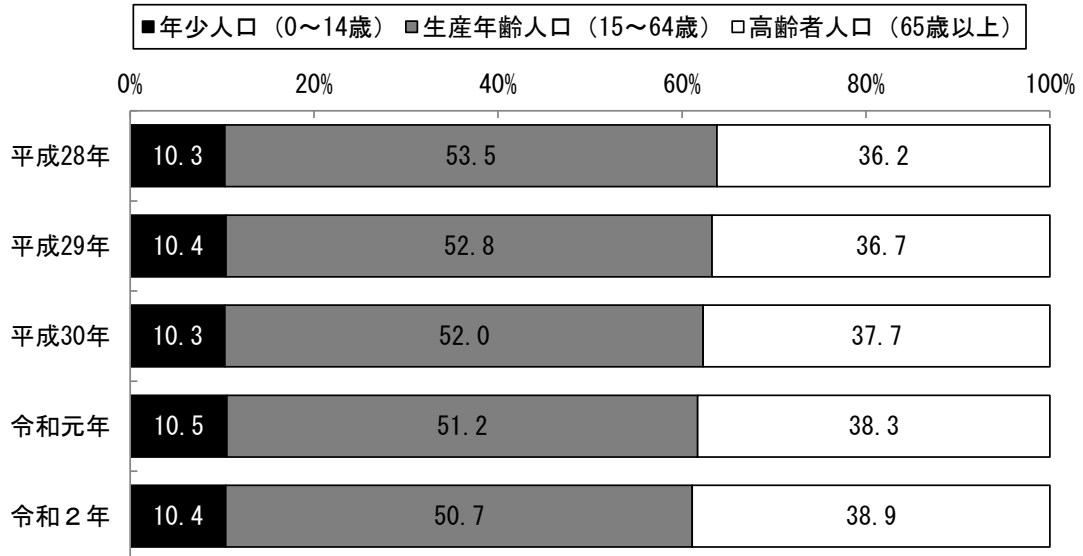
人口は減少していますが、高齢化の進行に伴い今後も障がい者の数は増加していくものと見込まれます。

【人口推移】



資料／住民基本台帳（平成28～令和元年：10月1日現在、令和2年：7月1日現在）

【年齢階層別人口割合の推移】



資料／住民基本台帳（平成28～令和元年：10月1日現在、令和2年：7月1日現在）

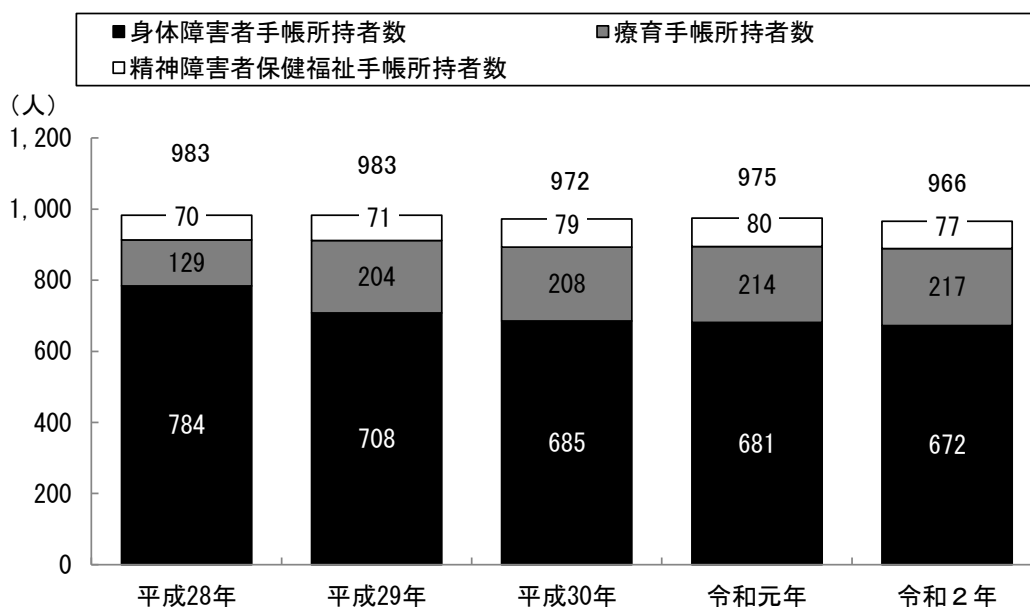
2 障がい者の状況

(1) 障がい者総数

本町の障害者手帳所持者数は平成28年の983人から令和2年には966人と減少しています。令和2年の身体障害者手帳所持者数は672人で、障害者手帳所持者の約7割を占めています。

手帳所持者率（総人口に占める手帳所持者の割合）は令和2年の3障がい全体で約1割となっています。

【障害者手帳所持者数の推移】



資料／平成28年は熊本県・熊本県福祉総合相談所・南関町福祉課（平成28年3月31日現在）

身体障害者手帳所持者数：平成29～31、令和2年町提供データ（3月31日福祉課調べ、令和2年のみ6月15日）

療育手帳所持者数：平成29～31、令和2年は町提供データ（3月31日福祉課調べ）

精神障害者保健福祉手帳所持者数：平成29～31、令和2年は熊本県精神障害者保健福祉手帳に係る登録者名簿（3月31日、令和2年のみ4月30日）

【障害者手帳所持者・自立支援医療利用者（精神）の人数及び総人口に占める割合の推移】

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
障害者手帳所持者	身体障害者手帳所持者数	784 人	708 人	685 人	681 人	672 人
	総人口に占める割合	7.7%	7.1%	7.0%	7.0%	7.0%
	療育手帳所持者数	129 人	149 人	153 人	154 人	155 人
	総人口に占める割合	1.3%	1.5%	1.6%	1.6%	1.6%
	精神障害者保健福祉手帳所持者	70 人	71 人	79 人	80 人	77 人
	総人口に占める割合	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%
	計	983 人	983 人	972 人	975 人	966 人
	総人口に占める割合	9.7%	9.8%	9.9%	10.1%	10.1%
	自立支援医療利用者（精神）	132 人	152 人	164 人	155 人	153 人
	総人口に占める割合	1.3%	1.5%	1.6%	1.6%	1.7%

資料／平成 28 年は熊本県・熊本県福祉総合相談所・南関町福祉課（平成 28 年 3 月 31 日現在）

身体障害者手帳所持者数：平成 29～31、令和 2 年は町提供データ（3 月 31 日福祉課調べ、令和 2 年のみ 6 月 15 日）

療育手帳所持者数：平成 29～31、令和 2 年は町提供データ（3 月 31 日福祉課調べ）

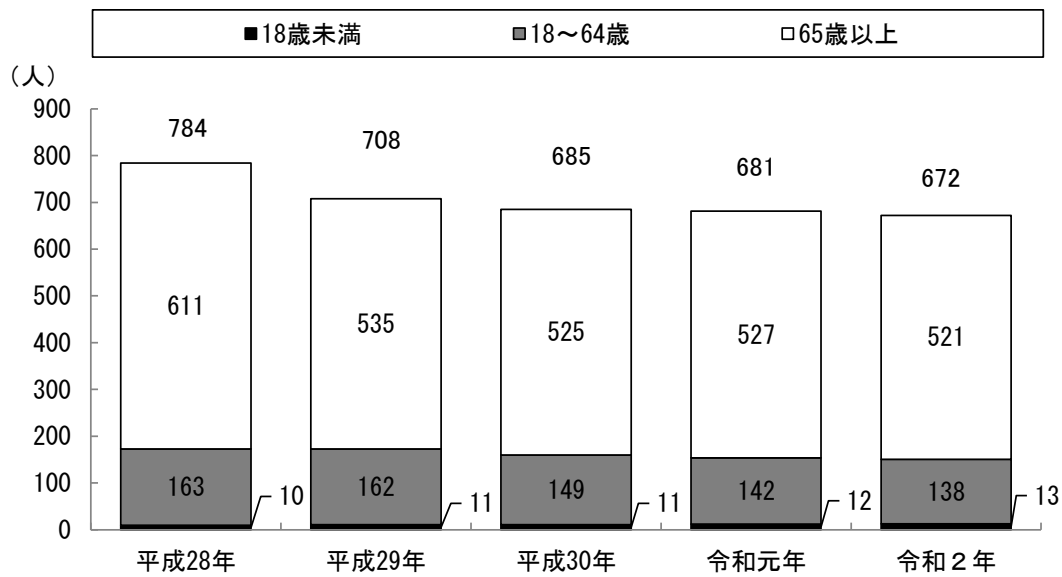
精神障害者保健福祉手帳所持者数：平成 29～31、令和 2 年は熊本県 精神障害者保健福祉手帳に係る登録者名簿（3 月 31 日、令和 2 年のみ 4 月 30 日）

(2) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあります。平成28年の784人から令和2年には672人へと減少し、この4年間で112人減少しています。

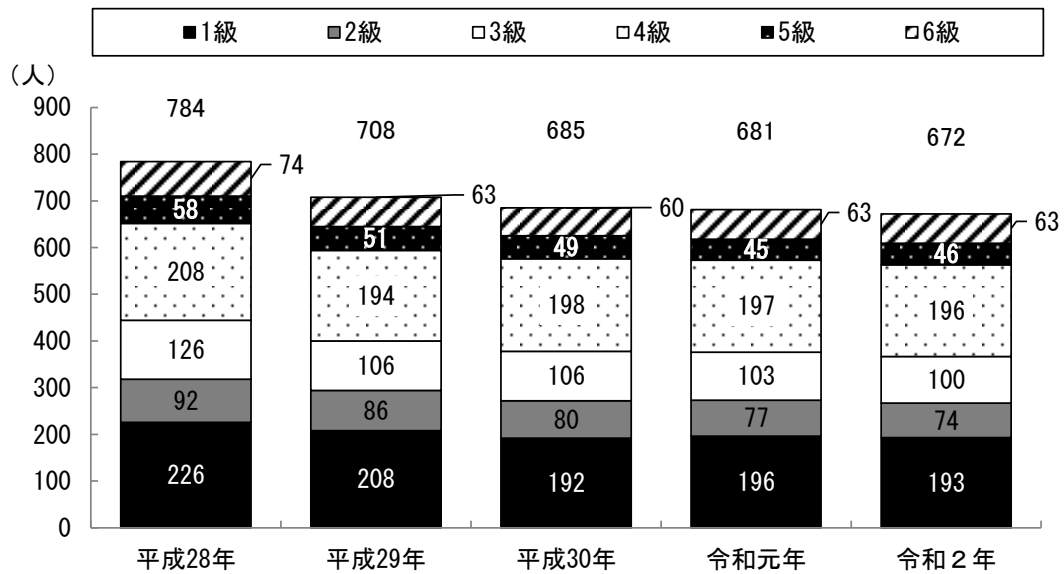
年齢別にみると、65歳以上が半数以上を占め、等級別にみると、1級から4級までの重度・中度の障がい者が多くなっています。また、部位別にみると、肢体不自由が多く、全体の半数を占めており、次いで内部障がい、聴覚平衡機能障がいが続いています。

【身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移】



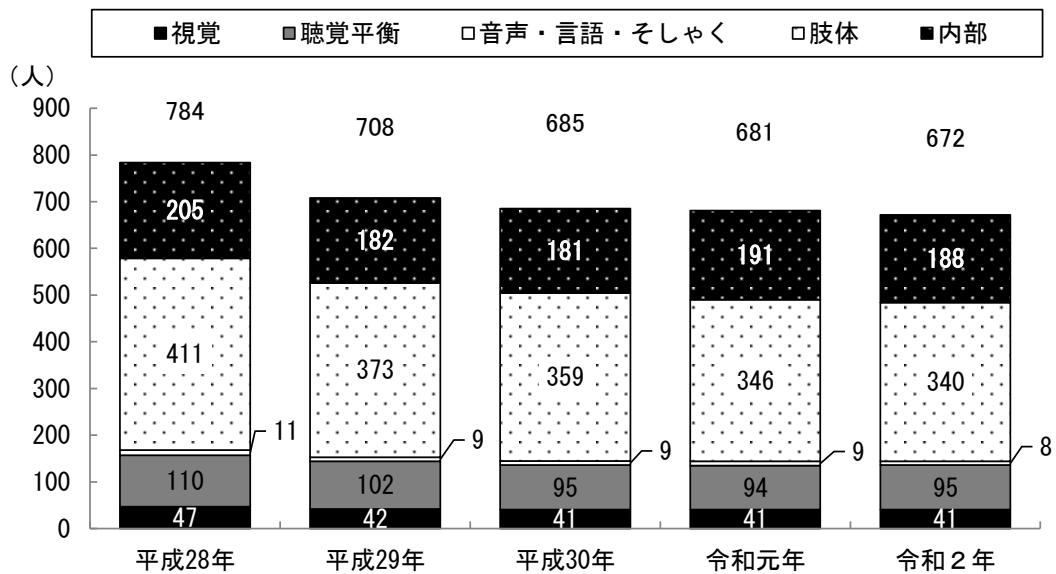
資料／平成28年は熊本県・熊本県福祉総合相談所・南関町福祉課（平成28年3月31日現在）
平成29～31、令和2年は町提供データ（3月31日福祉課調べ、令和2年のみ6月15日）

【身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移】



資料／平成 28 年は熊本県・熊本県福祉総合相談所・南関町福祉課（平成 28 年 3 月 31 日現在）
平成 29～31、令和 2 年は町提供データ（3 月 31 日福祉課調べ、令和 2 年のみ 6 月 15 日）

【身体障害者手帳所持者数（部位別）の推移】



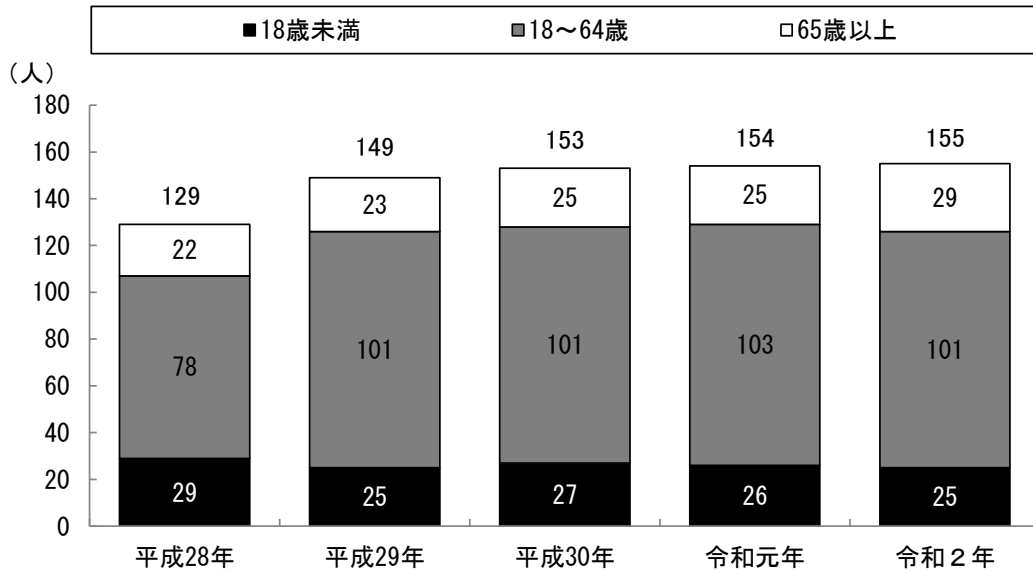
資料／平成 28 年は熊本県・熊本県福祉総合相談所・南関町福祉課（平成 28 年 3 月 31 日現在）
平成 29～31、令和 2 年は町提供データ（3 月 31 日福祉課調べ、令和 2 年のみ 6 月 15 日）

(3) 知的障がい者の状況

療育手帳所持者数は増加傾向にあります。

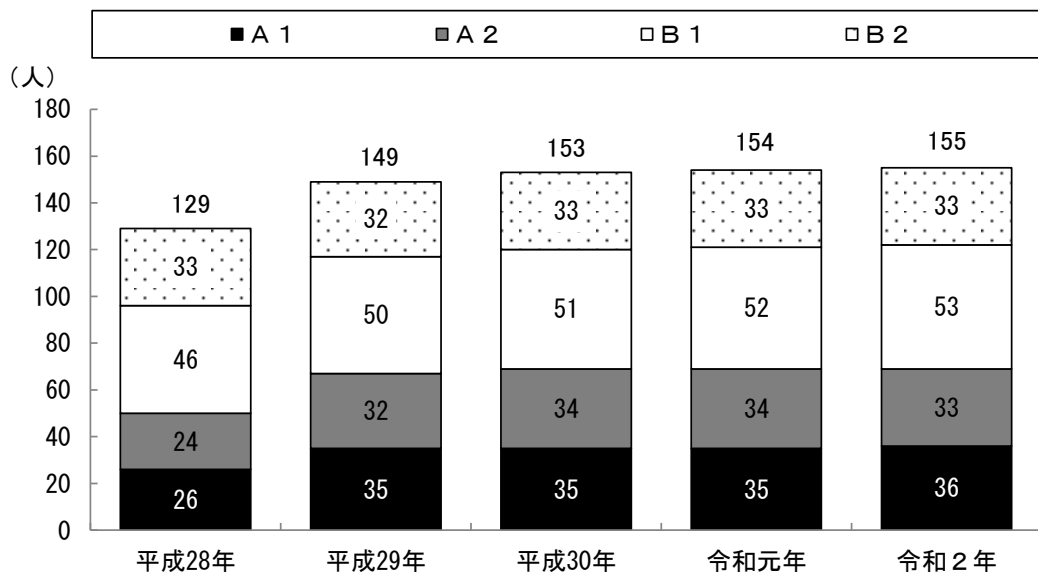
年齢別にみると、18～64歳が半数以上を占め、判定別にみると、B1の中度が最も多くなっています。

【療育手帳所持者数（年齢別）の推移】



資料／平成28年は熊本県・熊本県福祉総合相談所・南関町福祉課（平成28年3月31日現在）
平成29～31、令和2年は町提供データ（3月31日福祉課調べ）

【療育手帳所持者数（判定別）の推移】



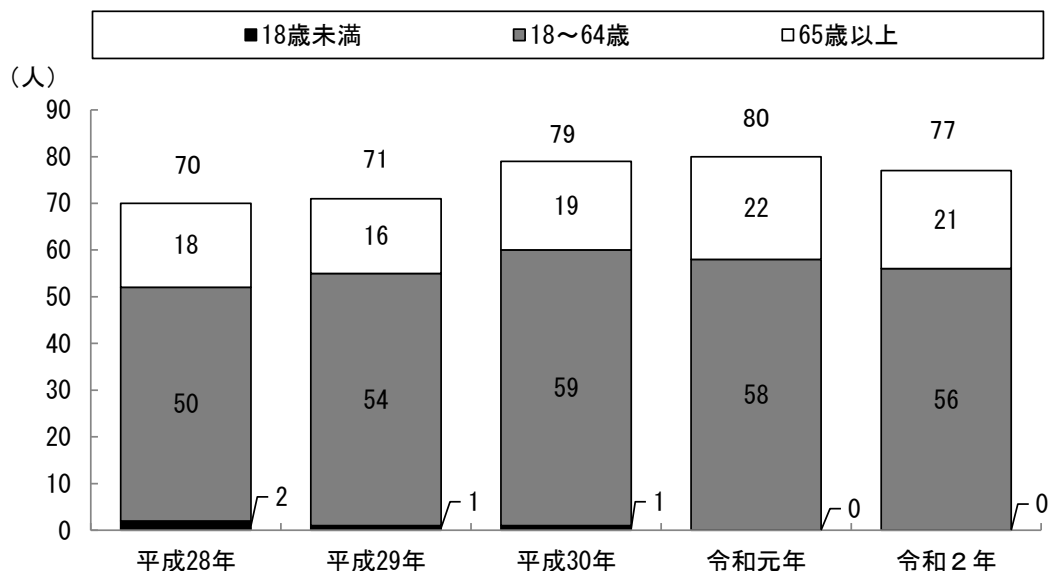
資料／平成28年は熊本県・熊本県福祉総合相談所・南関町福祉課（平成28年3月31日現在）
平成29～31、令和2年は町提供データ（3月31日福祉課調べ）

(4) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和元年まで増加傾向にありましたが令和2年は減少しています。

年齢別にみると、18～64歳が半数以上を占め、等級別にみると、2級が最も多くなっています。

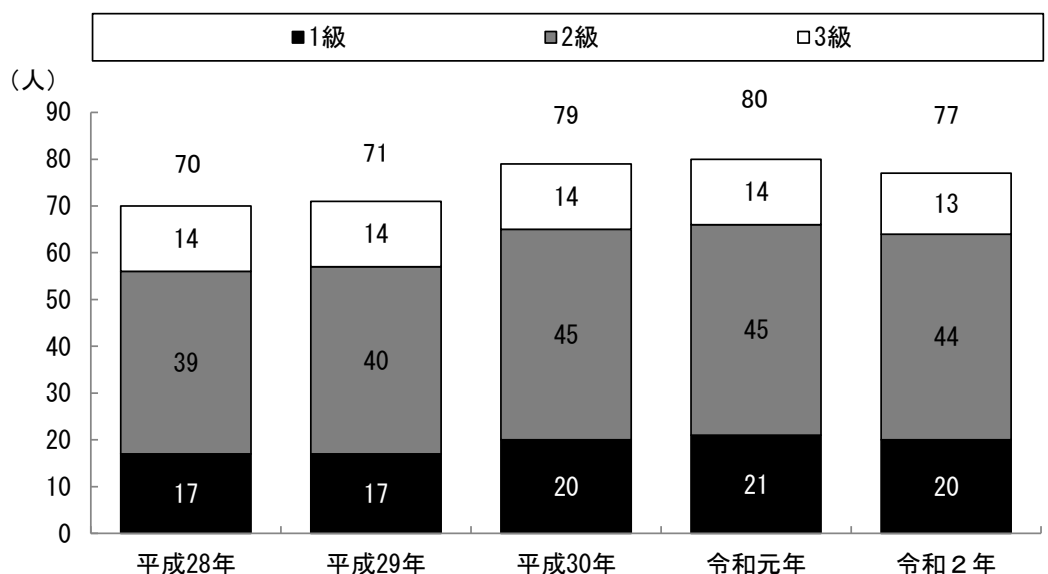
【精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）の推移】



資料／平成28年は熊本県・熊本県福祉総合相談所・南関町福祉課（平成28年3月31日現在）

平成29～31、令和2年は熊本県 精神障害者保健福祉手帳に係る登録者名簿（3月31日、令和2年のみ4月30日）

【精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移】



資料／平成28年は熊本県・熊本県福祉総合相談所・南関町福祉課（平成28年3月31日現在）

平成29～31、令和2年は熊本県 精神障害者保健福祉手帳に係る登録者名簿（3月31日、令和2年のみ4月30日）

3 アンケート調査の結果

計画策定の基礎資料として、障がい者調査では障がい者（児）の生活実態や、福祉サービスの利用状況・利用意向、行政に対する要望等を把握するため、町民調査では町民の障がいに対する意識等を把握するため、下記の調査を実施しました。

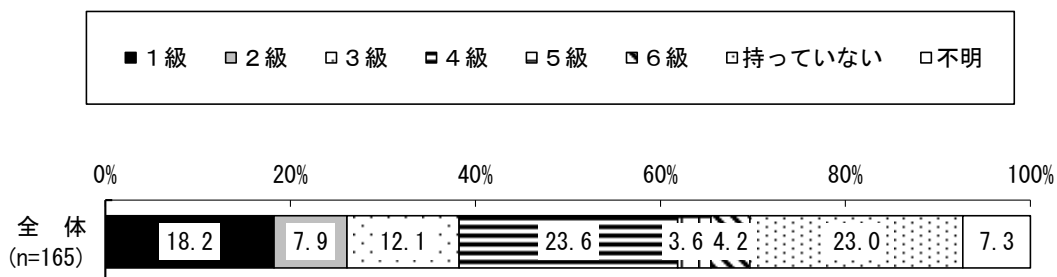
障がい者調査	
調査対象	町在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかもしくは重複所持者
調査方法	郵送調査（郵送配布・郵送回収）
標本数	300人
有効回収数	165人
有効回収率	55.0%
調査期間	令和2年8月
町民調査	
調査対象	町在住の18歳以上の男女
調査方法	郵送調査（郵送配布・郵送回収）
標本数	500人
有効回収数	230人
有効回収率	46.0%
調査期間	令和2年8月
図表の見方	
<ul style="list-style-type: none"> ● 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。 ● 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。 ● 図表中において、「不明」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。 ● グラフ中の「n数（number of case）」は、それぞれの設問への回答者数を表しています。 	

(1) 障がい者調査

①身体障害者手帳の所持

身体障害者手帳は対象者の7割弱（69.6%）が所持しています。

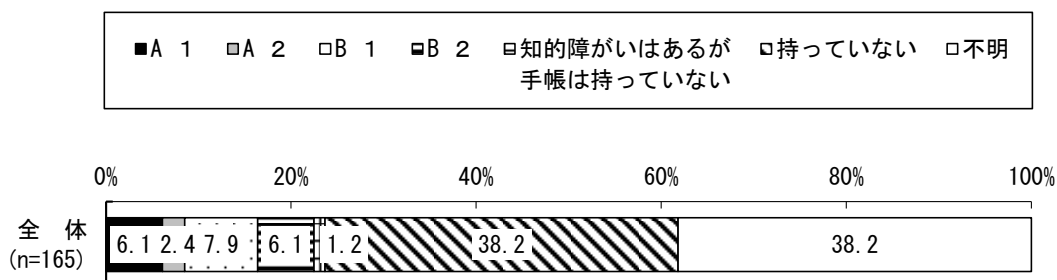
身体障害者手帳所持者の等級は「4級」（23.6%）が最も多く、次いで「1級」（18.2%）、「3級」（12.1%）となっています。



②療育手帳の所持

療育手帳は対象者の2割強（22.5%）が所持しています。

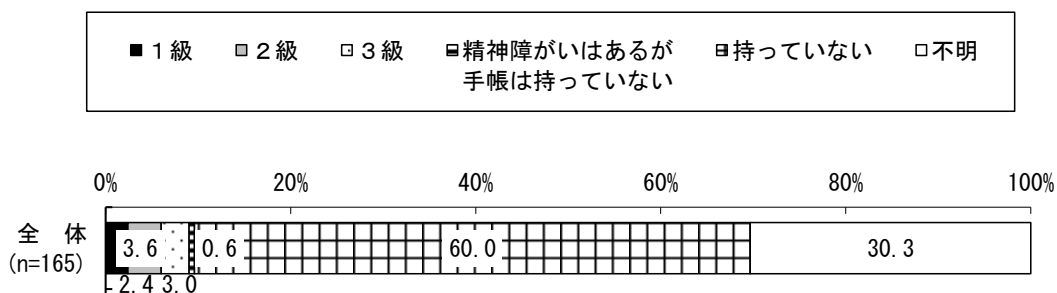
療育手帳所持者の判定は「B1」（7.9%）が最も多く、次いで「A1」「B2」（6.1%）、「A2」（2.4%）となっています。



③精神障害者保健福祉手帳の所持

精神障害者保健福祉手帳は対象者の1割弱（9.0%）が所持しています。

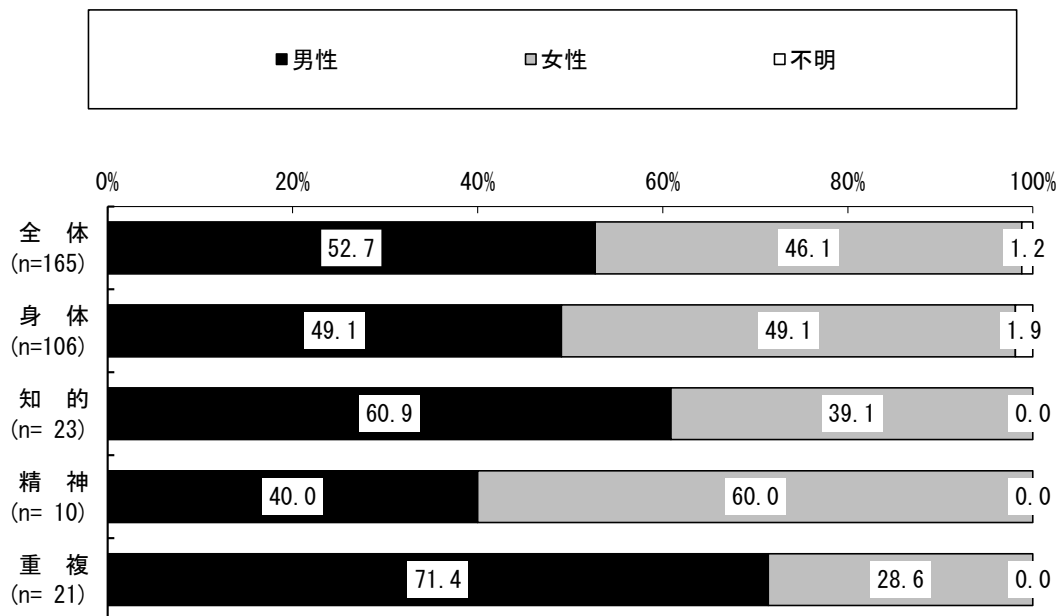
精神障害者保健福祉手帳所持者の等級は「2級」（3.6%）が最も多く、次いで「3級」（3.0%）、「1級」（2.4%）となっています。



④性別

性別は「男性」が52.7%、「女性」が46.1%となっています。

障がい別にみると、身体では「男性」「女性」ともに49.1%で約半数となっており、知的・重複では「男性」（知的：60.9%、重複：71.4%）、精神では「女性」（60.0%）が多くなっています。

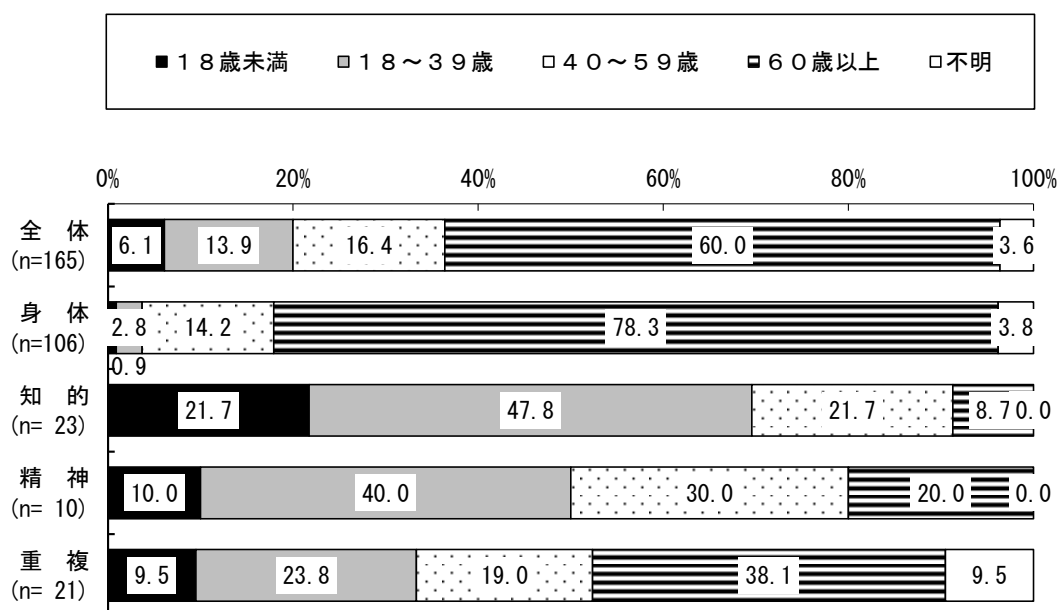


⑤年齢

年齢は「60歳以上」（60.0%）が最も多く、次いで「40～59歳」（16.4%）、「18～39歳」（13.9%）となっています。

障がい別にみると、身体・重複では「60歳以上」（身体：78.3%、重複：38.1%）、知的・精神では「18～39歳」（知的：47.8%、精神：40.0%）が最も多くなっています。

また、知的では、他の障がいと比べて「18歳未満」（21.7%）も多くなっています。



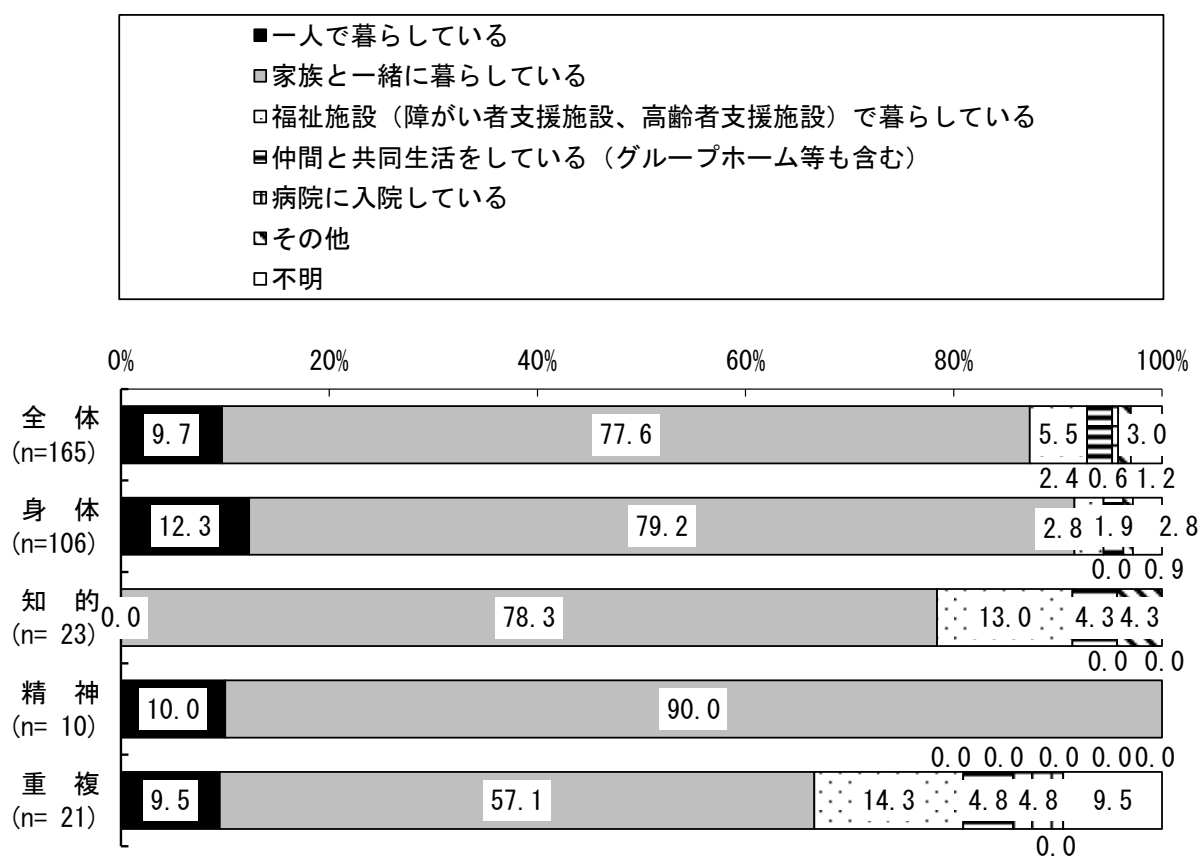
⑥現在の居住形態

現在の居住形態は「家族と一緒に暮らしている」(77.6%)が最も多く、次いで「一人で暮らしている」(9.7%)、「福祉施設(障がい者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている」(5.5%)となっています。

障がい別にみると、すべての障がい種別で「家族と一緒に暮らしている」(身体：79.2%、知的：78.3%、精神：90.0%、重複：57.1%)が半数以上を占め最も多くなっており、特に精神では9割となっています。

知的・重複では他の障がい種別と比べて「福祉施設(障がい者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている」(知的：13.0%、重複：14.3%)、「仲間と共同生活をしている(グループホーム等も含む)」(知的：4.3%、重複：4.8%)も多くなっています。

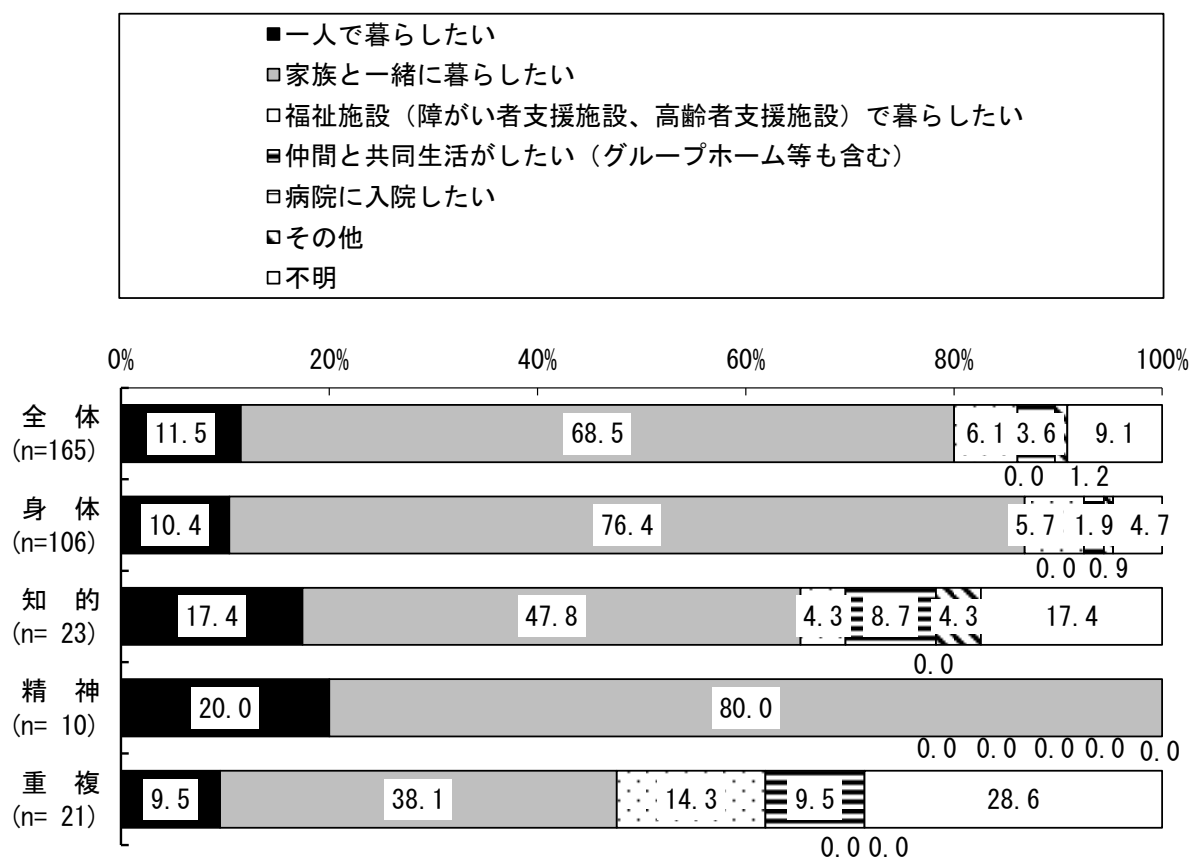
また、重複では他の障がい種別と比べて「病院に入院している」(4.8%)が多くなっています。



⑦将来の居留意向

将来の居留意向は「家族と一緒に暮らしたい」(68.5%)が最も多く、次いで「一人で暮らしたい」(11.5%)、「福祉施設(障がい者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしたい」(6.1%)となっています。

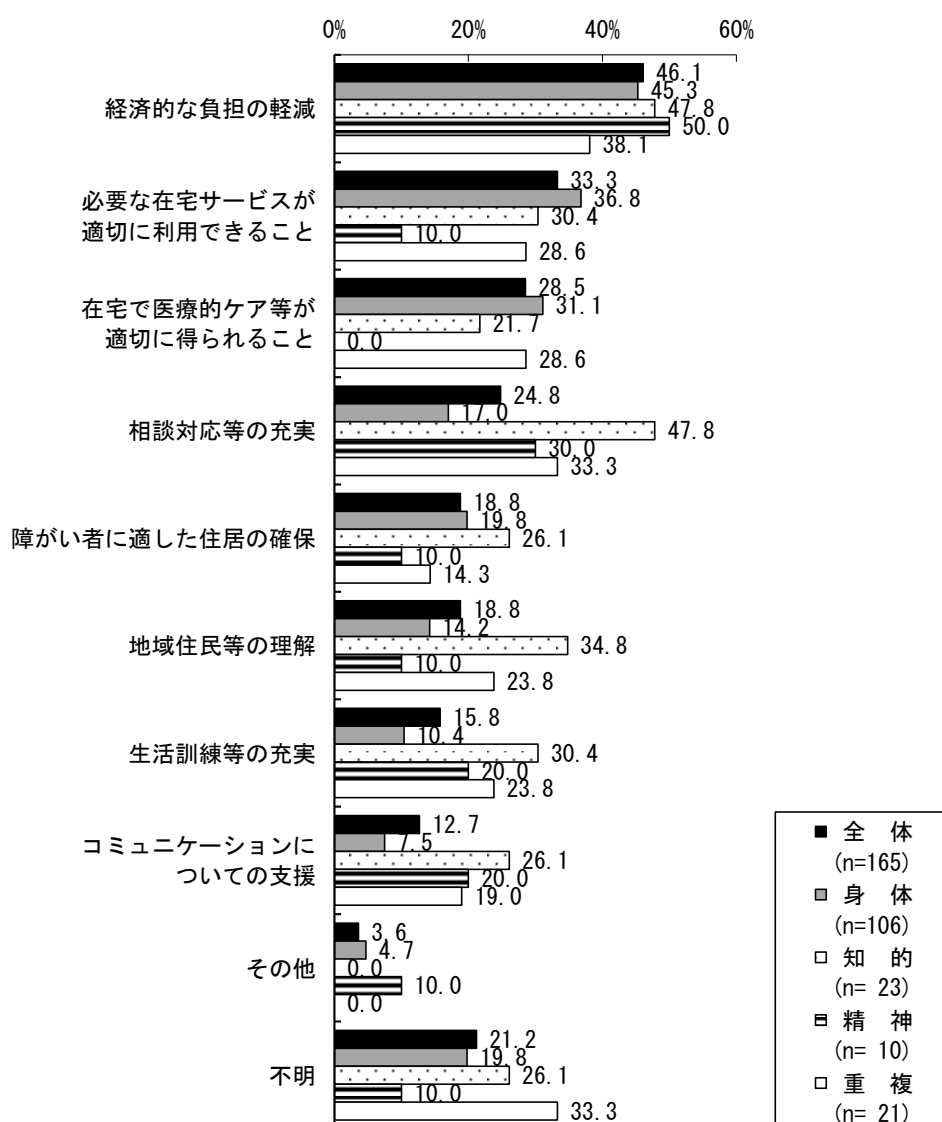
障がい別にみると、すべての障がいで「家族と一緒に暮らしたい」(身体:76.4%、知的:47.8%、精神:80.0%、重複:38.1%)が最も多くなっています。また、重複では他の障がいと比べて「福祉施設(障がい者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしたい」(14.3%)が多くなっています。



⑧希望する暮らしを送るための支援

希望する暮らしを送るための支援は「経済的な負担の軽減」(46.1%)が最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(33.3%)、「在宅で医療的ケア等が適切に得られること」(28.5%)となっています。

障がい別にみると、すべての障がいで「経済的な負担の軽減」(身体:45.3%、知的:47.8%、精神:50.0%、重複:38.1%)が最も多くなっています。また、身体では「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(36.8%)、知的・精神・重複では「相談対応等の充実」(知的:47.8%、精神:30.0%、重複:33.3%)も多くなっています。

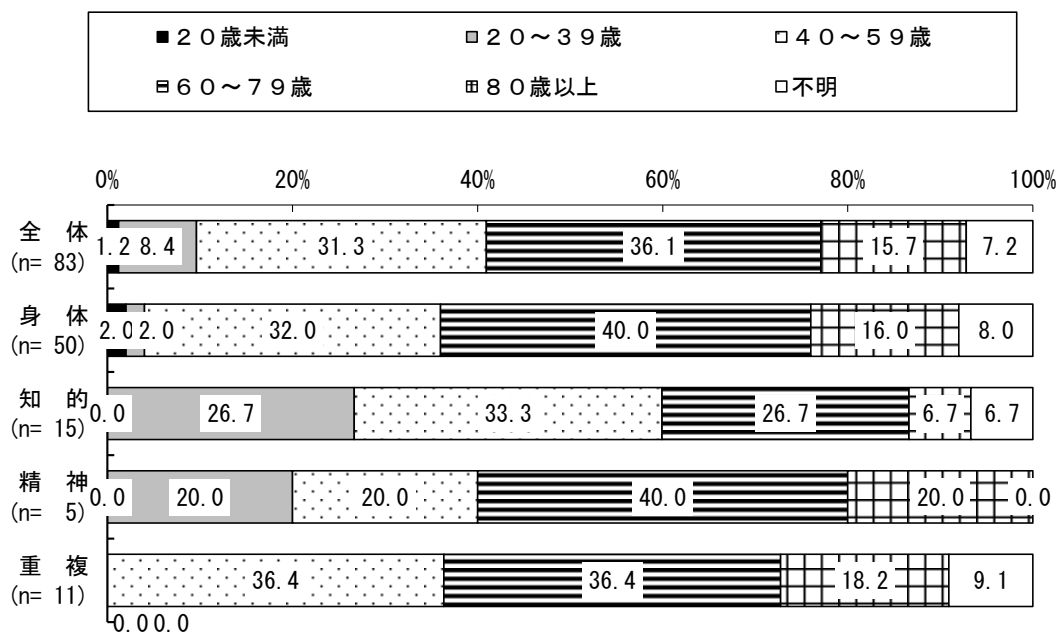


⑨介助者について

主な介助者の年齢は「60～79歳」(36.1%)が最も多く、次いで「40～59歳」(31.3%)、「80歳以上」(15.7%)となっています。

障がい別にみると、身体・精神では「60～79歳」(身体：40.0%、精神：40.0%)、知的では「40～59歳」(33.3%)、重複では「40～59歳」「60～79歳」(36.4%)が最も多くなっています。

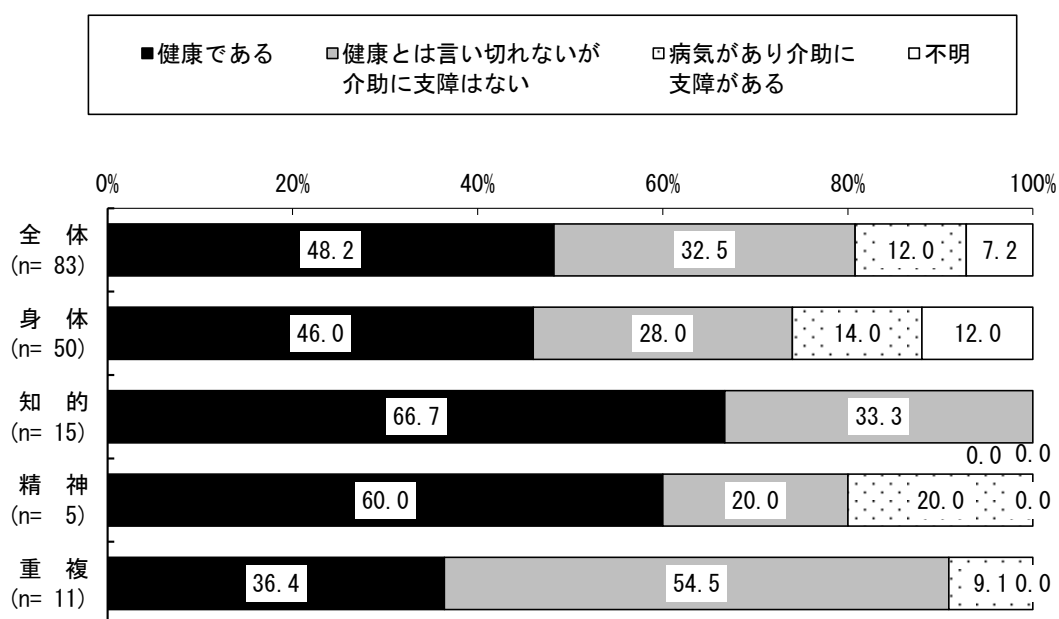
【介助者の年齢】



主な介助者の健康状態は「健康である」(48.2%)が最も多く、次いで「健康とは言い切れないが介助に支障はない」(32.5%)、「病気があり介助に支障がある」(12.0%)となっています。

障がい別にみると、身体・知的・精神で「健康である」(身体：46.0%、知的：66.7%、精神：60.0%)が最も多く、特に知的・精神では6割強となっています。また、重複では「健康とは言い切れないが介助に支障はない」(54.5%)が最も多く、「病気があり介助に支障がある」は1割弱(9.1%)と低くなっています。

【介助者の健康状態】

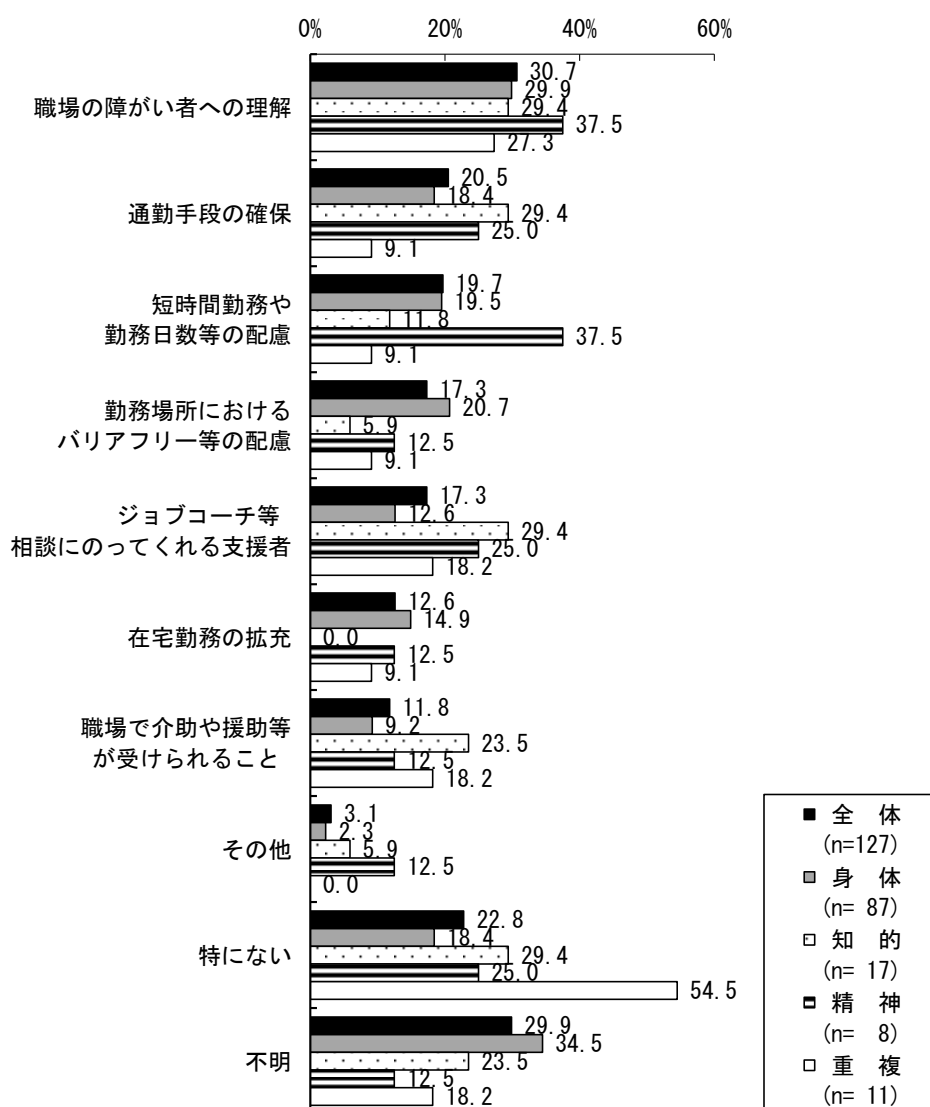


⑩障がい者の就労支援として必要なこと

障がい者の就労支援として必要なことは「職場の障がい者への理解」(30.7%)が最も多く、次いで「通勤手段の確保」(20.5%)、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(19.7%)となっています。また、「特にない」は22.8%となっています。

障がい別にみると、すべての障がいで「職場の障がい者への理解」(身体：29.9%、知的：29.4%、精神：37.5%、重複：27.3%)が最も多くなっています。

知的では「ジョブコーチ等、相談にのってくれる支援者」「通勤手段の確保」も29.4%となっています。



⑪今後3年以内に利用したい福祉サービス

今後3年以内に利用したい福祉サービスは「短期入所（ショートステイ）」（26.9%）が最も多く、次いで「重度訪問介護」「重度障害者等包括支援」「施設入所支援」「就労移行支援」「就労定着支援」（15.4%）となっています。

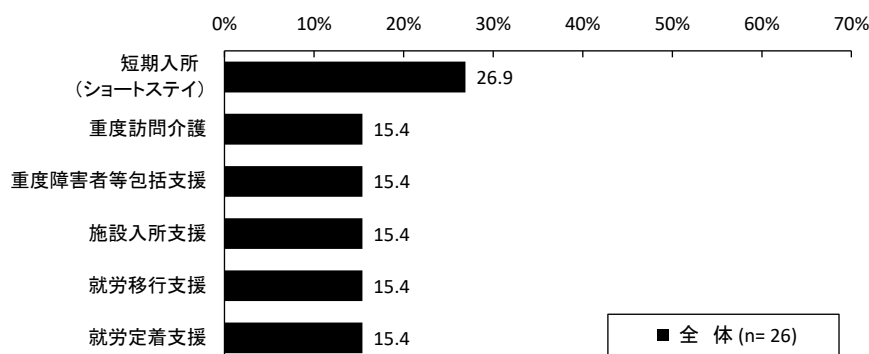
障がい別にみると、身体障がいでは「重度障害者等包括支援」（36.4%）の割合が最も多くなっています。

知的障がいでは「短期入所（ショートステイ）」「共同生活援助（グループホーム）」（40.0%）の割合が最も多くなっています。

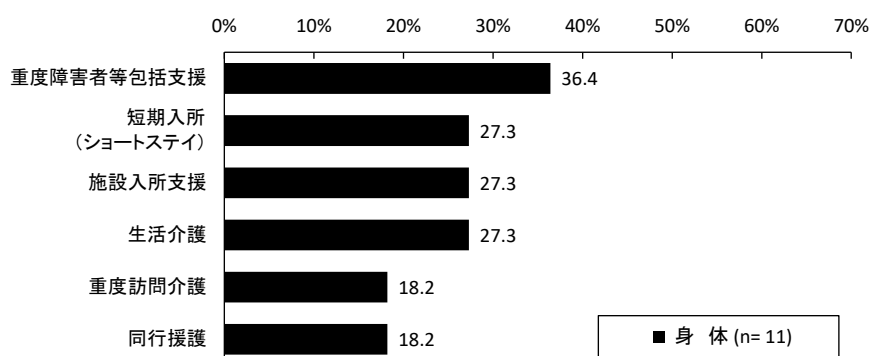
精神障がいでは「就労移行支援」「就労定着支援」（60.0%）の割合が最も多くなっています。

重複障がいでは「重度訪問介護」（66.7%）の割合が最も多くなっています。

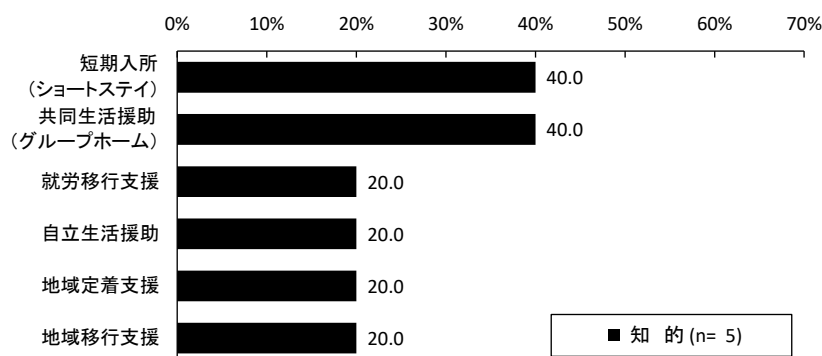
【全体・今後3年以内に利用したい福祉サービス（上位6項目）】



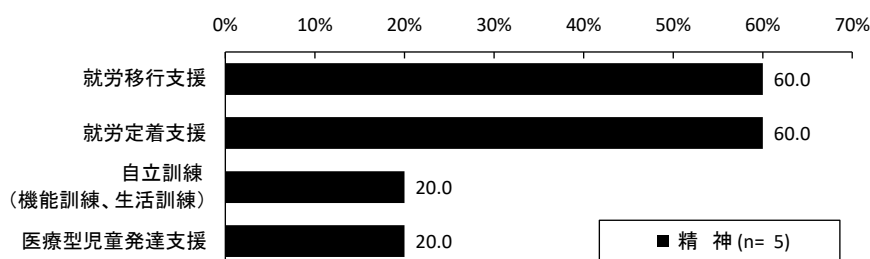
【身体障がい・今後3年以内に利用したい福祉サービス（上位6項目）】



【知的障がい・今後3年以内に利用したい福祉サービス（上位6項目）】

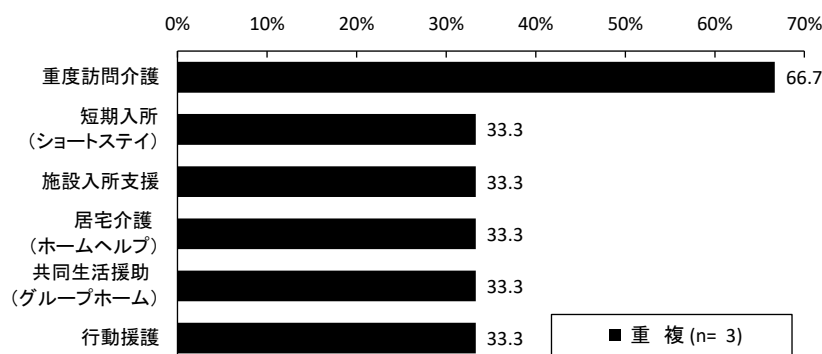


【精神障がい・今後3年以内に利用したい福祉サービス（上位4項目）】



※精神障がいでは「就労移行支援」「就労定着支援」「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」「医療型児童発達支援」以外の回答はありませんでした。

【重複障がい・今後3年以内に利用したい福祉サービス（上位6項目）】

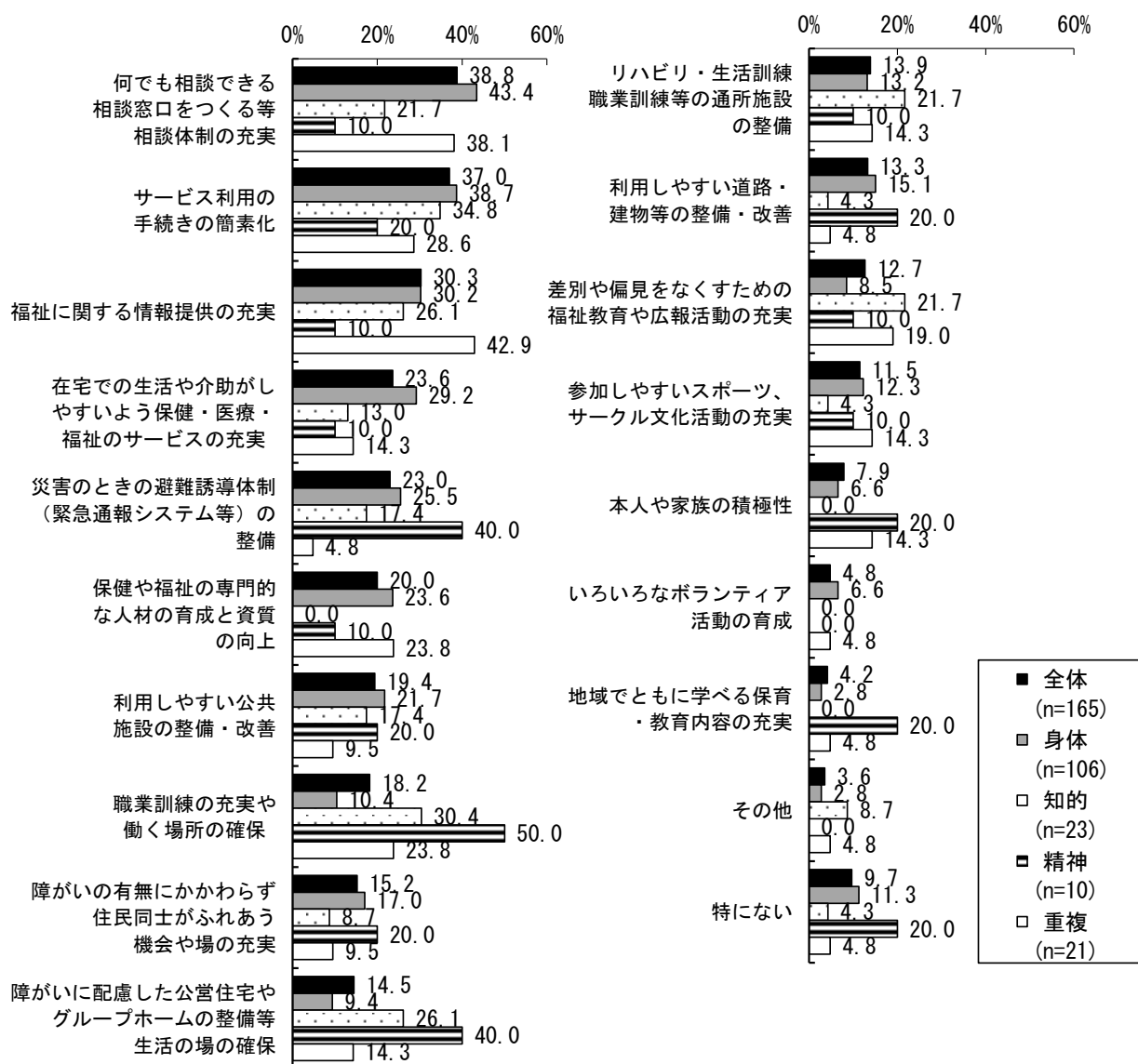


※重複障がいでは「重度訪問介護」「短期入所（ショートステイ）」「施設入所支援」「居宅介護（ホームヘルプ）」「共同生活援助（グループホーム）」「行動援護」以外の回答はありませんでした。

⑫住みやすいまちをつくるために必要なこと

住みやすいまちをつくるために必要なことは「何でも相談できる相談窓口をつくる等相談体制の充実」(38.8%)が最も多く、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」(37.0%)、「福祉に関する情報提供の充実」(30.3%)となっています。

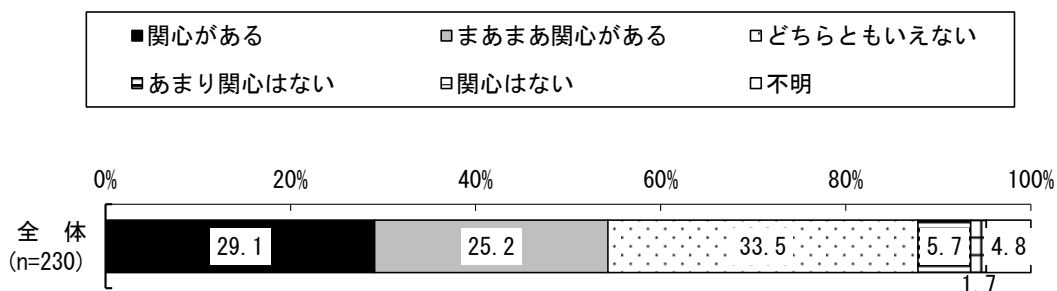
障がい別にみると、身体では「何でも相談できる相談窓口をつくる等相談体制の充実」(43.4%)が最も多く、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」(38.7%)となっています。知的では「サービス利用の手続きの簡素化」(34.8%)が最も多く、次いで「職業訓練の充実や働く場所の確保」(30.4%)となっています。精神では「職業訓練の充実や働く場所の確保」(50.0%)が最も多く、次いで「災害のときの避難誘導體制(緊急通報システム等)の整備」(40.0%)となっています。重複では「福祉に関する情報提供の充実」(42.9%)が最も多く、次いで「何でも相談できる相談窓口をつくる等相談体制の充実」(38.1%)となっています。



(2) 町民調査

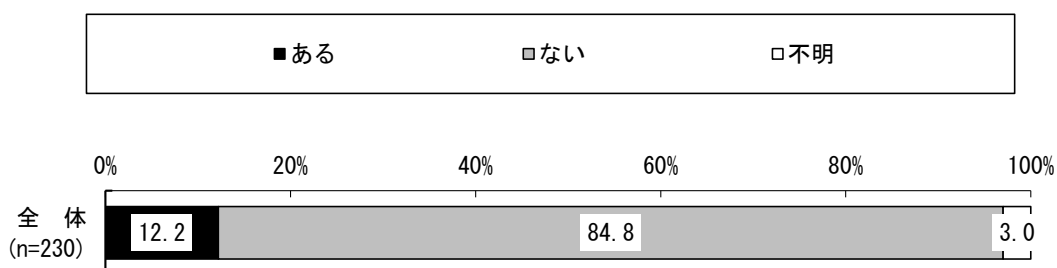
①障がい福祉への関心度

障がいがある方への福祉の関心度は「関心がある」(29.1%)と「まあまあ関心がある」(25.2%)を合わせた『関心がある』が54.3%となっています。また、「どちらともいえない」は33.5%となっています。



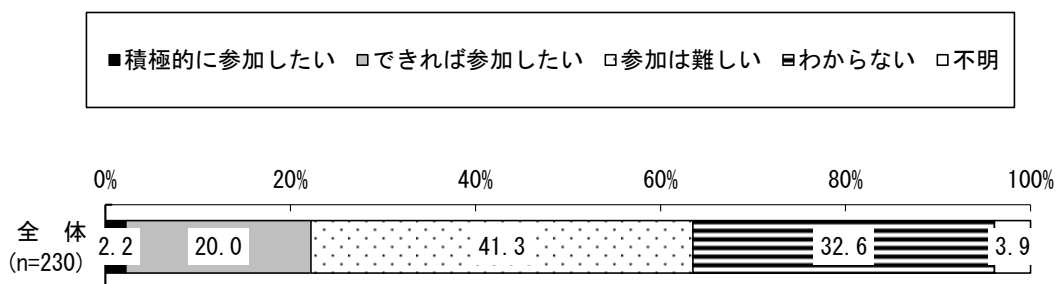
②障がい者対象のボランティア活動経験の有無

障がいがある方対象のボランティア活動経験の有無は「ない」の方が多く84.8%になっています。



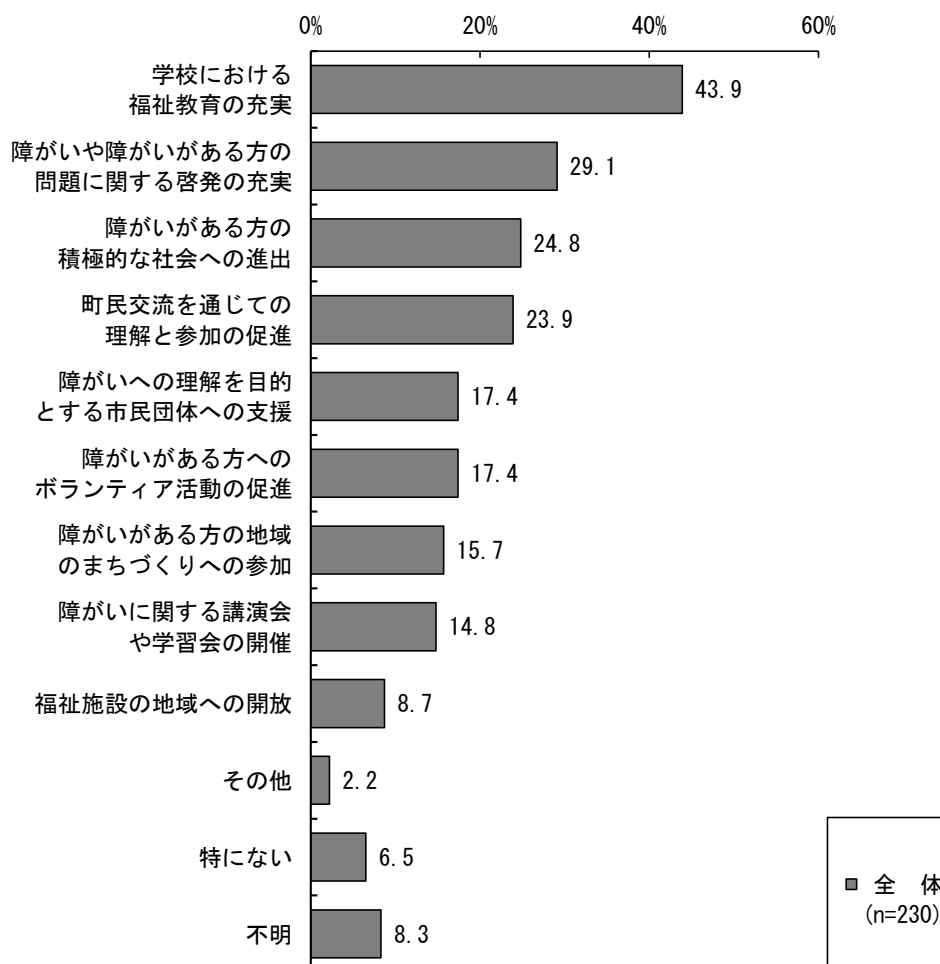
③障がい者対象のボランティア活動の参加意向

障がいがある方対象のボランティア活動参加意向は、「参加は難しい」(41.3%)が最も多く、次いで「わからない」(32.6%)、「できれば参加したい」(20.0%)となっています。



④町民が障がいがある方への理解を深めるために必要なこと

町民が障がいがある方への理解を深めるために必要なことは「学校における福祉教育の充実」(43.9%)が最も多く、次いで「障がいや障がいがある方の問題に関する啓発の充実」(29.1%)、「障がいがある方の積極的な社会への進出」(24.8%)となっています。



4 事業所アンケート調査の結果

障がい福祉サービスを提供する事業所や障がい者に関係する団体にアンケートを行い、障がい者（児）が地域で暮らしていくための課題等について尋ねました。

主 な 内 容 （ 一 部 抜 粋 ）	
親亡き後の生活	・ 親亡き後の生活問題
サービスの多様化が必要	・ 高齢に伴い支援が多様化
バリアフリー	・ 学校等の設備（バリアフリー）
移動手段	・ 経済的負担の面も考慮した時に移動手段がない（助成があればよい） ・ 町外へ移動する手段が不便（公共バスの便数の減少、のりあいタクシーの町外利用不可）
サービスの不足	・ 未就学児のショートステイを経て入所するケースあり ・ 未就学児の日中一時支援事業やショートステイが増えてきている ・ 就労継続支援 A 型 ・ 精神疾患がある人が通所しやすい就労継続支援 B 型
地域理解・共生社会の推進	・ 地域理解の推進
災害対策の体制整備	・ 新型コロナウイルス等の災害時の家庭での対応（家庭で生活時の不安払拭）
福祉教育の充実	・ 福祉教育の研修 ・ サービスの質を上げるための人員確保・育成
事業継続が難しい	・ 従業員の高齢化により事業の継続が難しくなっている

く ま と め

- ① 介助者の高齢化に伴い、「親亡き後」を見据えた障がい者の支援が必要です。親亡き後も地域での生活を維持していくために、住む場所、収入、お金の管理ができるか等をしっかりと把握していく必要があります。
- ② サービスについては就労継続支援 A 型・B 型、未就学児の日中一時支援事業・ショートステイ、親亡き後を見据えた成年後見制度利用支援事業、グループホーム等が増加、または必要とされています。
- ③ サービスが町外にしかないものについては移動する手段が少なく、タクシーなどを利用する場合は経済的な負担も多くなります。そのため圏域で連携した移動手段の整備等が必要になってくると考えられます。

第3章 障がい福祉サービス等の展開

この章では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の規定による「市町村障害福祉計画」に該当する部分として、国の基本指針も踏まえながら、障がい福祉サービス・地域生活支援事業の提供状況や具体的な必要量の見込み及び見込量の確保、地域生活移行や就労移行に関わる令和5年度までの数値目標等を定めています。

なお、平成30年度から施行された障害者総合支援法等の一部改正法により、市町村において障がい児福祉計画の策定が義務付けられており、同計画は障がい福祉計画を一体的に策定するものです。

1 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の実績と評価

(1) 障がい福祉サービス

①訪問系サービス

居宅介護は、すべての年度で、計画値よりも実績値が少なくなっています。また利用時間については、年度によって増減があります。

重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援は、実績がありませんでした。

サービス名	単位	第5期計画値			実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	時間/月	408	408	408	280	196	372
	人/月	24	24	24	12	11	13
重度訪問介護	時間/月	210	210	210	0	0	0
	人/月	1	1	1	0	0	0
行動援護	時間/月	10	10	10	0	0	0
	人/月	1	1	1	0	0	0
同行援護	時間/月	25	25	25	0	0	0
	人/月	1	1	1	0	0	0
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

令和2年度については5月末までの実績

②日中活動系サービス

生活介護の利用量は、計画値よりも実績値が多く、利用者数は、実績値の方が少なくなっています。

自立訓練（機能訓練）は、実績がありませんでした。

自立訓練（生活訓練）は、平成30年度の利用量以外、計画値よりも実績値が少なくなっています。

就労移行支援は、令和2年度の利用量以外、計画値よりも実績値が少なくなっています。

就労継続支援（A型）の令和元年と令和2年の利用量以外、計画値と同じ又は実績が少なくなっています。

就労継続支援（B型）、就労定着支援、療養介護及び短期入所（福祉型）は、すべての年度で、計画値よりも実績値が少なくなっています。

短期入所（医療型）は、平成30年、令和2年の利用量以外、計画値と同じ又は実績値が多くなっています。

サービス名	単位	第5期計画値			実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	人日/月	817	817	836	851	858	851
	人/月	43	43	44	42	42	41
自立訓練 （機能訓練）	人日/月	23	23	23	0	0	0
	人/月	1	1	1	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	人日/月	42	42	42	43	35	11
	人/月	3	3	3	2	2	1
就労移行支援	人日/月	30	30	30	10	10	38
	人/月	2	2	2	1	1	2
就労継続支援 （A型）	人日/月	486	486	486	437	493	540
	人/月	27	27	27	21	25	27
就労継続支援 （B型）	人日/月	400	400	400	367	388	392
	人/月	25	25	25	22	24	23
就労定着支援	人/月	2	2	2	1	0	1
療養介護	人/月	5	5	5	4	4	4
短期入所 （福祉型）	人日/月	47	47	47	14	14	6
	人/月	9	9	9	4	4	2
短期入所 （医療型）	人日/月	12	12	12	9	13	11
	人/月	1	1	1	1	2	2

令和2年度については5月末までの実績

③居住支援及び施設系サービス

自立生活援助は、実績がありませんでした。

共同生活援助（グループホーム）は、すべての年度で、計画値よりも実績値が少なくなっています。

施設入所支援は、すべての年度で、計画値よりも実績値が多くなっています。

サービス名	単位	第5期計画値			実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	人/月	5	5	5	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	24	30	37	20	20	20
施設入所支援	人/月	23	23	23	28	28	28

令和2年度については5月末までの実績

④相談支援

計画相談支援は、すべての年度で、計画値よりも実績値が多くなっています。

地域移行支援及び地域定着支援は、実績がありませんでした。

サービス名	単位	第5期計画値			実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	人/月	18	18	18	20	21	24
地域移行支援	人/月	1	1	1	0	0	0
地域定着支援	人/月	1	1	1	0	0	0

令和2年度については5月末までの実績

⑤障がい児支援

児童発達支援の利用量は、計画値よりも実績値が多く、利用者数は、実績値の方が少なくなっています。

医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置は、実績がありませんでした。

放課後等デイサービスの利用量は、平成30年度以外、計画値よりも実績値少なく、利用者数は、すべての年度で、実績値の方が少なくなっています。

障害児相談支援は、すべての年度で、計画値よりも実績値が多くなっています。

サービス名	単位	第5期計画値			実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	人日/月	40	44	48	77	95	84
	人/月	10	11	12	10	10	9
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	160	160	160	178	159	153
	人/月	20	20	20	15	15	17
保育所等訪問支援	人日/月	1	1	1	0	0	0
	人/月	1	1	1	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	4	4	4	0	0	0
	人/月	1	1	1	0	0	0
障害児相談支援	人	7	7	7	9	8	10
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	1	1	1	0	0	0

令和2年度については5月末までの実績

(2) 地域生活支援事業

①相談支援事業

障害者相談支援事業は、平成30年度、令和元年度で、計画値よりも実績値が多くなっています。

基幹相談支援センター等機能強化事業は、実績がありませんでした。

サービス名	単位	第5期計画値			実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害者相談支援事業	か所	2	2	2	4	4	4
基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	4	4	4	0	0	0

令和2年度については5月末までの実績

②成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、実績がありませんでした。

サービス名	単位	第5期計画値			実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1	0	0	0

令和2年度については5月末までの実績

③意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、すべての年度で、計画値よりも実績値が少なくなっています。

サービス名	単位	第5期計画値			実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
意思疎通支援事業	人	2	2	2	1	1	0

令和2年度については5月末までの実績

④日常生活用具給付等事業

介護・訓練支援用具、情報・意思疎通支援用具、在宅生活動作補助用具（住宅改修費）は、実績がありませんでした。

自立生活支援用具、平成 30 年度以外実績がありませんでした。

在宅療養等支援用具、排せつ管理支援用具は、すべての年度で、計画値よりも実績値が少なくなっています。

サービス名	単位	第 5 期計画値			実績値		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
介護・訓練 支援用具	件	2	2	2	0	0	0
自立生活 支援用具	件	2	2	2	4	0	0
在宅療養等 支援用具	件	3	3	3	1	1	0
情報・意思 疎通支援用具	件	2	2	2	0	0	0
排せつ管理 支援用具	件	360	380	380	336	345	112
在宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	件	2	2	2	0	0	0

令和 2 年度については 5 月末までの実績

⑤移動支援事業

移動支援事業は、すべての年度で、計画値よりも実績値が少なくなっています。

サービス名	単位	第 5 期計画値			実績値		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
移動支援事業	か所	7	7	7	4	3	4
	人	5	6	6	5	4	4
	時間	330	350	350	270	288	58

令和 2 年度については 5 月末までの実績

⑥その他事業

地域活動支援センター機能強化事業及び日中一時支援事業は、概ね計画通りとなっています。

サービス名	単位	第5期計画値			実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域活動支援センター機能強化事業	か所	3	3	3	3	3	3
	人	210	220	220	371	364	268
日中一時支援事業	か所	8	8	8	6	6	5
	人	17	18	18	21	17	9

令和2年度については5月末までの実績

2 計画を推進する上での課題

(1) 地域生活への移行を推進するうえでの課題

本町では「家族と一緒に暮らしている」障がい者の割合が 8 割弱で、精神障害者保健福祉手帳所持者では 9 割以上になります。また、療育手帳所持者や重複した障がいを持つ人は、福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）やグループホームで生活している割合が他の障がいと比べて高く、重複では、入院している人もいます

地域生活への移行を推進するためには、施設を利用している理由に沿った支援を分析し、サービスを拡充する必要があります。

(2) 必要な就労支援

障がい者が、働くために必要なこととして、障がい者の約 3 割が「職場の障がい者への理解」をあげています。障がいを正しく理解するためにも、地域での啓発活動が必要です。その他に「通勤手段の確保」や「ジョブコーチ等、相談にのってくれる支援者」等の支援が必要であるという声もあがっています。

(3) 障がい児への支援

障がい児数は増加傾向にあり、手帳の有無に関わらず、きめ細やかな配慮を行い、その度合いに応じて、障がい児やその家族に対して支援を行わなければなりません。また、発達障がい者の親等を対象としたペアレントトレーニング等も積極的に推進していく必要があります。

(4) 介助者の高齢化に伴う課題

今回の調査は、本町の介助者の 3 割強が 60～79 歳、介助者が 80 歳以上も 1.5 割となっています。介助者の高齢化に伴い、住み慣れた地域での生活を維持していくために、福祉サービスの充実とともに、成年後見人制度利用支援等「親亡き後」を見据えた障がい者支援が必要です。

(5) 必要とされている福祉サービス

高齢者の割合の高い身体障害者手帳所持者では、障害が重度化・重複化することが予想され、また、介助者の高齢化も進むことから、「短期入所」や「重度訪問介護」の利用希望が多くなっています。療育手帳所持者では「短期入所」や「共同生活援助（グループホーム）」利用希望が多く、また精神障害者保健福祉手帳所持者では、「就労移行支援」や「就労定着支援」等就労に関する福祉サービスの充実が求められています。

3 計画の成果目標・活動指標

障がいのある方の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、次の成果目標を設定します。目標値の設定にあたっては、国の基本指針に即し、本町の実情に応じた目標値を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

2019（令和元）年度末時点の施設入所者を基準として、2023（令和5）年度末において地域生活に移行する人の数について目標値を設定します。

また、地域生活への移行を推進する観点から、施設入所者の減少に関する目標値も設定します。

<国の基本指針>

- ①令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行する。
 - ②令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。
- ※令和2年度末において、障がい福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

<南関町の成果目標>

項目	目標値	考え方
令和元年度末時点における入所者数（A）	29人	令和2年3月31日の施設入所者数
目標年度入所者数（B）	27人	令和5年度末時点の施設入所者数
【成果目標】 削減見込（A-B）	2人 (6.9%)	差引減少見込数
【成果目標】 地域生活移行者数（A×6%）	2人 (6.9%)	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、担当者、家族等の関係者ごとの参加者人数、保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数の見込を設定します。

また、精神障がい者の障害福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足等について把握するため、2023（令和5）年度末までの見込み量を以下のとおり設定します。

<国の基本指針>

- ①市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定します。
- ②精神障害者の障害福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足等について把握するため、見込み量を設定します。
- ③市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。
- ④現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
- ⑤現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
- ⑥現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
- ⑦現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

<南関町の活動指標>

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障がい者の地域移行支援	4人/年	4人/年	4人/年
精神障がい者の地域定着支援	21人/年	21人/年	21人/年
精神障がい者の共同生活援助	4人/年	4人/年	4人/年
精神障がい者の自立生活援助	4人/年	4人/年	4人/年
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	6回	6回	6回
保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	88人	88人	88人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域における居住支援の機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくり等）強化に取り組みます。

地域生活支援拠点については有明圏域2市4町で1か所整備し運用を開始しています。

<国の基本指針>

①地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

<南関町の成果目標>

項目	目標値等	考え方	地域生活支援拠点設置個所
【成果目標】 運用状況の検証及び検討	1回/年	令和5年度末までの間、機能充実のため年1回以上運用状況の検証、検討の回数	1か所 (圏域での設置)

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、2023（令和5）年度中に一般就労に移行する人の数について目標値を設定します。

また、この目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率にかかる目標値等も設定します。

<国の基本指針>

- ①福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度末における一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- (a) 就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和5年度末一般就労への移行実績が令和元年度の実績の1.30倍以上とすることを基本とする。
- (b) 就労継続支援事業については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であることに鑑み、就労継続支援A型事業については、令和5年度末一般就労への移行実績が令和元年度末実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については、令和5年度末一般就労への移行実績が令和元年度実績の概ね1.23倍以上を目指すこととする。
- ②就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度末における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ③就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
- ※一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、令和2年度末において、障がい福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする

<南関町の成果目標>

項目	目標値等	考え方
令和元年の一般就労移行者数	0人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【成果目標】目標年度の福祉施設からの一般就労移行者数	5人 (5.0倍)	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
【成果目標】目標年度の就労移行支援からの一般就労移行者数	2人 (2.0倍)	令和5年度において就労移行支援事業所を退所し、一般就労する者の数
【成果目標】目標年度の就労継続支援A型からの一般就労移行者数	1人 ※令和元年度実績なし	令和5年度において就労継続支援A型事業所を退所し、一般就労する者の数
【成果目標】目標年度の就労継続支援B型からの一般就労移行者数	1人 ※令和元年度実績なし	令和5年度において就労継続支援B型事業所を退所し、一般就労する者の数
【成果目標】就労定着支援事業の利用者数	4人 (80.0%)	令和5年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の内、就労定着支援事業を利用する者の数
【成果目標】就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	7割以上とする	令和5年度において就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備等を推進するため、重層的な地域支援体制の構築及び重症心身障がい児等への支援体制の確保に関する 2023（令和 5）年度末までの目標値として、児童発達支援センターの設置、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数及び放課後等デイサービス事業所数に関する目標を設定します。また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置等の目標を設定します。

<国の基本指針>

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

(a) 令和 5 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

(b) 令和 5 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和 5 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

令和 5 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

<南関町の成果目標>

項目	目標値等	考え方
【成果目標】児童発達支援センターの設置	1 か所 ※設置済み	令和 5 年度末までに、各市町村に少なくとも 1 か所以上設置
【成果目標】保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1 か所	令和 5 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
【成果目標】主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 か所	令和 5 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保
【成果目標】主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2 か所	
【成果目標】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1 か所	令和 5 年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
【成果目標】医療的ケア児支援のための関係機関コーディネーターの配置	1 か所	

(6) 相談支援体制の充実・強化等

2023（令和5）年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保等について目標値を設定します。

<国の基本指針>

- ①令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とします。
- ②障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定します。
- ③地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定します。
- ④地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定します。
- ⑤地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定します。

<南関町の活動指標>

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	12件	12件	12件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	7件	7件	7件
地域の相談機関との連携強化の取組	26回	26回	26回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

2023（令和5）年度末までに、本町では、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することを行います。

<国の基本指針>

- ①令和5年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することを基本とする。
- ②都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定します。
- ③障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

<南関町の活動指標>

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	3人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有
(共有する体制が有の場合)それに基づく実施回数	1回	1回	1回

(8) 発達障がい者等に対する支援

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポート活動への参加人数の見込みを設定します。

<国の基本指針>

- ①現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び本町における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定します。
- ②現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定します。
- ③現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定します。

<南関町の活動指標>

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	8人	8人	8人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	4人	4人	4人

4 計画の障がい福祉サービスの内容と見込み量

(1) 障がい福祉サービス等の内容

①訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出によって必要とされる視覚的情報の支援や移動の援護等の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

②日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい者・精神障がい者を対象に、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 A型では、雇用契約を結んで就労の場を提供します。

サービス名	内容
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 B型では、企業等やA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人等を対象とします。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連携やそれに伴う課題解決に向けて、必要となる支援を実施します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気等の場合等に短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

③居住支援及び施設系サービス

サービス名	内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行うサービスです。
共同生活援助 （グループホーム）	就労、または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者、精神障がい者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

④相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障がい者またはその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況やおかれている環境、サービスの利用意向、その他の事情等を勘案し、サービス等利用計画等を作成します。

サービス名	内容
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障がいのある人や一人暮らしへと移行した障がいのある人等が、安定的に地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談等対応に必要な便宜を供与します。

⑤障がい児支援

サービス名	内容
児童発達支援	手帳の有無にかかわらず、障がいの特性に応じて通所利用の障がい児やその家族に対する支援を行います。日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援	手帳の有無にかかわらず、障がいの特性に応じて通所利用の障がい児やその家族に対する支援を行います。日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援と治療を行います。
放課後等デイサービス	幼稚園、大学を除く学校に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障がい児の自立促進の支援を行います。
保育所等訪問支援	現在利用中又は利用する予定の保育所、幼稚園、小学校その他の集団生活を営む施設において、適応のための専門的な支援を必要とする場合に、安定した利用ができるよう当該施設を訪問し支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にあり、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うものです。
障害児相談支援	通所サービスを利用する障がい児の障害児支援利用計画案作成及びサービス等の利用状況の検証や見直しを障害児相談支援事業者が行います。

サービス名	内容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担っているコーディネーターを配置します。

⑥地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活拠点等における機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

サービス名	内容
地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活拠点等における機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	地域生活支援拠点等について、地域生活拠点等の機能の充実のため、運用状況の検証及び検討を年間1回実施します。

(2) 障がい福祉サービス等の実績と見込み量一覧

		実績値			見込み量				
サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
訪問系	居宅介護	時間/月	280	196	372	400	430	460	
		人/月	12	11	13	14	15	16	
	重度訪問介護	時間/月	0	0	0	210	210	210	
		人/月	0	0	0	1	1	1	
	行動援護	時間/月	0	0	0	10	10	10	
		人/月	0	0	0	1	1	1	
	同行援護	時間/月	0	0	0	25	25	25	
		人/月	0	0	0	1	1	1	
	重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0	
		人/月	0	0	0	0	0	0	
	日中活動系	生活介護	人日/月	851	858	851	964	964	964
			人/月	42	42	41	66	66	66
自立訓練（機能訓練）		人日/月	0	0	0	23	23	23	
		人/月	0	0	0	1	1	1	
自立訓練（生活訓練）		人日/月	43	35	11	38	38	38	
		人/月	2	2	1	2	2	2	
就労移行支援		人日/月	10	10	38	20	20	20	
		人/月	1	1	2	2	2	2	
就労継続支援（A型）		人日/月	437	493	540	600	640	680	
		人/月	21	25	27	30	32	34	
就労継続支援（B型）		人日/月	367	388	392	489	538	603	
		人/月	22	24	23	30	33	37	
就労定着支援		人/月	1	0	1	2	3	4	
療養介護		人/月	4	4	4	5	5	5	
短期入所（福祉型）		人日/月	14	14	6	14	14	14	
		人/月	4	4	2	4	4	4	
短期入所（医療型）		人日/月	9	13	11	11	11	11	
		人/月	1	2	2	2	2	2	
居住・施設系	自立生活援助	人/月	0	0	0	5	5	5	
	共同生活援助 （グループホーム）	人/月	20	20	20	22	23	24	
	施設入所支援	人/月	28	28	28	32	33	34	

令和2年度については5月末までの実績

サービス種別		単位	実績			見込み量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援	計画相談支援	人/月	20	21	24	23	24	25
	地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1
障がい児支援	児童発達支援	人日/月	77	95	84	114	124	134
		人/月	10	10	9	12	13	14
	医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
		人/月	0	0	0	0	0	0
	放課後等デイサービス	人日/月	178	159	153	191	201	212
		人/月	15	15	17	18	19	20
	保育所等訪問支援	人日/月	0	0	0	1	1	1
		人/月	0	0	0	1	1	1
	居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	4	4	4
		人/月	0	0	0	1	1	1
	障害児相談支援	人	9	8	10	10	11	12
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	0	0	1	1	1	
地域生活支援拠点等の設置箇所数	箇所				1	1	1	
地域生活拠点等における機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	回				1	1	1	

令和2年度については5月末までの実績

5 計画の地域生活支援事業の内容と見込み量

(1) 地域生活支援事業の内容

① 必須事業

○ 相談支援事業

障がい者等の福祉に関する様々な問題について専門的に相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービス等の利用支援等を行うとともに、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

有明圏域2市4町で連携して、下記の4か所の事業所に委託して実施するとともに、これらの相談支援事業所と福祉課との連携強化に努めます。

■ 障害者相談支援事業実施事業所一覧（2市4町で委託）

施設名	主な対象	住所
相談支援センターいこいば	身体障がい者	玉名市中46
コミュニティセンターりんくる	知的障がい者	玉名市岱明町野口字塚原666
荒尾市社会福祉事業団相談支援センター	知的障がい者	荒尾市増永2299-15
有明圏域指定相談事業所ふれあい	精神障がい者	玉名市小野尻5

○ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な障がいのある人が、障がい者福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業に対しての補助を行います。

○ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的に実施します。

○日常生活用具給付等事業

重度障がい者等に対し、下表の日常生活用具の給付・貸与等を行い、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。

■日常生活用具給付等事業の種類

種類		内容
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の、障がい者（児）の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるいす等であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
	自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の、障がい者（児）の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
	在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計等の、障がい者（児）の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
	情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の障がい者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
	排せつ管理支援用具	ストマ用装具等の障がい者（児）の排せつ管理を支援する衛生用品であって利用者が使用でき実用性のあるもの。
住宅改修費助成事業		障がい者（児）の居宅生活動作等を円滑にするための小規模な住宅改修に対して費用の一部を助成します。

○移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。

○地域活動支援センター

創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う「地域活動支援センター」の機能を充実強化します。地域活動支援センターにはⅠ～Ⅲ型の3種類が設定されています。

○理解促進・研修啓発事業

○自発的活動支援事業

○成年後見制度法人後見支援事業

○手話奉仕員養成研修事業

上記4事業については、今後その必要性について検討していきます。

②任意事業

○日中一時支援事業

日中に一時的に見守り等の支援が必要な障がい者に対して、日中活動の場を提供することにより、障がい者の家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を確保する事業です。

○更生訓練費給付事業

身体障がい者の社会復帰の促進を図るため、身体障害者更生施設や身体障害者授産施設に入所している障がい者に対して、更生訓練費を支給する事業であり、今後も継続して実施していきます。

(2) 地域生活支援事業の実績と見込み量一覧

区分	サービス名	単位	実績			見込み量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
必須事業	相談支援事業							
	障害者相談支援事業	か所	4	4	4	4	4	4
	基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	0	0	0	4	4	4
	成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	1	1	1
	意思疎通支援事業	人	1	1	0	1	1	1
	日常生活用具給付等事業							
	介護・訓練支援用具	件	0	0	0	2	2	2
	自立生活支援用具	件	4	0	0	2	2	2
	在宅療養等支援用具	件	1	1	0	1	1	1
	情報・意思疎通支援用具	件	0	0	0	2	2	2
	排せつ管理支援用具	件	336	345	112	450	464	480
	在宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	0	0	2	2	2
	移動支援事業	か所	4	3	4	2	2	2
		人	5	4	4	4	4	4
		時間	270	288	58	323	342	363
	地域活動支援センター機能強化事業	か所	3	3	3	3	3	3
		人	371	364	268	350	343	336
任意事業	日中一時支援事業	か所	6	6	8	8	8	8
		人	21	17	9	23	27	32

令和2年度については5月末までの実績

6 サービスを円滑に実施するための方策

(1) 制度・サービスの周知

障がい者が「障害者総合支援法」に基づく福祉サービスを適切に利用できるよう、法律やサービスの内容、利用手続き等について、広報やチラシ、パンフレットをはじめとした様々な媒体を活用して、わかりやすく、かつ障がいの種類に応じた適切な情報提供を図ります。

また、媒体だけでは情報が行き届かない人も多いため、相談窓口での説明・情報提供を徹底するほか、日常的に障がい者と接する機会の多いサービス事業者等と連携し、これらの関係機関・団体を通じた情報提供に努めます。

(2) 公正な認定区分の実施

介護給付等の支給決定に関する認定区分審査会において公正な審査が行われるよう、県等と連携して審査員の研修等を実施していきます。

(3) 関係機関等との連携

「障害者総合支援法」が目指す障がい者の地域生活への移行や一般就労への移行を進めるためには、地域の様々な関係機関・団体との連携が不可欠です。

このため、有明圏域2市4町で運営している障がい者と共に生きる支援協議会を中心に、保健・福祉・医療はもとより、労働・教育等に関わる地域の関係機関・団体との連携を強化し、障がい者の地域生活移行や就労移行を支援していきます。

(4) サービス見込量の確保

サービス事業者の参入を促進し、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図ります。また、基幹相談支援センターの設置等、相談支援の強化を図り、利用者が必要とするサービスへとつなげられる体制づくりを検討していきます。

特に、共同生活援助(グループホーム)については、地域での居住の場として確保されるよう、サービス事業者や関係機関へ設置を働きかけます。

今後は障がいを持つ子どもに対する支援体制の強化を図る必要があることから、児童発達支援等のサービス量の確保に向けて、障がい者と共に生きる支援協議会内で協議を進めます。また、ホームヘルパーや施設職員等に対する講座・講習等への受講を勧奨し、質の高いサービスが提供されるように働きかけます。

第4章 計画推進に向けて

1 計画の進行管理

計画の進捗状況については、年度ごとに進捗状況を把握し、点検・評価していきます。

点検・評価の結果については、地域福祉計画等進行管理委員会による、計画の推進に対する意見等により適宜把握するとともに、計画の推進状況について情報公開等により町民へ発信できるよう努めます。

2 庁内の連携体制

計画の推進にあたっては、福祉分野の取り組みに限らず、就労支援や地域生活への移行支援等の施策展開も必要であり、保健・医療をはじめ、人権、産業・雇用、教育、住宅等多様な分野との連携が必要となります。そのため、関係各課との連携、調整を図りながら計画を推進します。

3 町民・関係団体等との協働

障がい者施策の推進にあたっては行政のみならず地域で活動する様々な団体・機関等との連携が不可欠です。このため、障がい者団体やボランティアをはじめ、企業・事業所やハローワーク等の就労に関わる団体・機関、病院や福祉施設、サービス事業者等の保健・医療・福祉に係る専門機関、また、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の地域の福祉団体等の様々な関係機関・団体との連携・協働のもと推進します。

4 PDCAサイクルの導入

障がい福祉サービスや相談支援体制の基盤整備等、障がい者に関わる施策は、本町だけでなく広域的に取り組む必要がある内容も多いことから、国や県との連携はもとより、有明圏域2市4町で実施している障がい者と共に生きる支援協議会を中心に、定期的な事務レベルの会議、部会等の開催等連携を密にとりながら、計画を推進していきます。

第6期南関町障がい福祉計画
第2期南関町障がい児福祉計画
令和3年度～令和5年度

令和3年3月発行

発行 南関町 福祉課
〒861-0898
熊本県玉名郡南関町大字関町 1316
TEL (0968) - 57 - 8503
FAX (0968) - 53 - 2351
